

可讀物便郵種三第百六十二月二年七廿法明

每月一回二十日發行

MAGAZINE  
OF THE PRISON  
SOCIETY OF JAPAN.  
No. 12. December 1906.  
VOL. XIX.

明治廿一年五月創刊

十二月二十日發行

明治三十九年

監獄協會雜誌

第九卷

第十二號

監獄協會發行



分類拘禁は男女異性の區別年齢の長幼若くは罪惡の程度を斟酌するのみならず刑期の長短をも顧みる所をかるべからず是に於てか又小菅監獄の徒流刑數百名を權太及十勝に移し巢鴨監獄に拘禁せる重罪犯者を小菅監獄に補充し或は宇都宮靜岡の監獄に送り以て一は刑期の調和を保たしめ一は監獄の構造と廣狹に應じ收容人員を制限し當局者の煩勞を均一ならしむるに竭したりき

花笑ひ鳥歌ふの春陽三月幼年監獄は朝日同情の拍手に迎へられ相州小田原の地に創設の初音を傳へ爾來京濱地方附近監獄の幼年犯罪者は此地に聚集せられ無量の慈光と温情に抱擁せられて身體の保全と精神の修養を得て今や熾に將來に向つて發展しつゝあり去來幾くならずして監獄當局者は保護會を組織し幼年監獄より排泄せる幼年者を誘掖し之れに職業を授け若くは父兄を監視する等内外相應じて感化の實蹟を擧げんとせり創業日未だ淺くして奏效數ふるに勝ゆるなしと雖も當局者の熱誠と地方志士の同情とは相俟つて最終希望を達するの期必然來るべきを信せんとするものなり

小田原の幼年監獄と前後して創始せられたるものは横濱監獄に於ける盲啞者の教養及び幼年女性の懲治なりとす、盲啞者の教養は由來監獄本然の事業にあらずして社會的教育事業に屬すべきものなりと雖も、現行刑法上害惡行為に對する懲治規定存するが爲め之れを矯正するの精神に協はんとして監獄の一部に收容する過ぎず、既に業に一の窮策なりとするも法定の要求を充さんとせば亦大に顧みる所なくんばあらず之れ自由の感覺を有する犯罪者と全然別異の教養を施すの必要ある所以なりとす、横濱監獄の一部を嚴隔して之れに充つるもの亦實に故なくんばあらず而して、同監獄に於ては専門の教師を聘用し坐臥動作の上より精神修養に及ばし兼ねて自活するに足るべき職業を授くるに於て間然する所なきもの、如し之れ吾人の想像に止まらず着々事實に證明せらるゝを見るなり。幼年女性の懲治場として聚集すべき地を限定せること亦横濱監獄を以て嚆矢とす、幼年囚人といひ懲治人といふも必ずしも年齢に於て差異あるにあらずと雖も其行為の罪と論すへきか否やの根底に於て異なるものあり素より其判定の當否は姑く措き、擬律の根底に異なるあるを肯定するに於ては其處遇を同視するを得ざるや明かなり女性の懲治人は罕に見る所なりと雖も性質上犯罪者と同一種類の監獄に容るゝを許さず然れども僅かに生ずる懲治人の爲めに一監獄を設け若くは一區畫を形するの不可能なる、假令不可能ならざるも處遇上欠缺なきを保し難し故に附近監獄より一定の場所に聚集し適當の處遇を爲すこと蓋し兩全の策なりと認めざるべからず而して今や横濱監獄に於ては信仰に富める學殖ある女教師の教化の下に漸次改良進歩の効果を歛めつゝあるは敢へて例言を須たすして認むるを得る所たるなり

次に分類拘禁の地として指定せられたるは、金澤監獄に屬する七尾分監の未成

年罪囚に換ふるに福井富山及新潟の諸縣に發生する懲治人を以てし幼年罪囚及懲治人專屬としたることは是れなり、浦和監獄の川越分監に静岡縣に發生する懲治人も收容することゝなれることは是れなり、堀川監獄に神戸、奈良、京都膳所和歌山地方の女懲治人にして留置期六月以上の者を聚集するに至れることは是れなり、横濱監獄亦浦和、前橋、千葉、水戸、宇都宮、甲府及静岡地方の女懲治人にして留置期六月以上の者を聚集するに至れることなりとす而して最後に企畫せられ現に聚集に努めつゝあるは宇都宮監獄に屬する朽木分監にして群馬縣下の女囚を拘禁處遇するの目的に出づるものなりとす。斯くの如く各地分類拘禁は續々施設せられ良好なる経過を見るを得たるは近來著明の現象として吾人は之を歓迎せざるを得ず。分類拘禁は丙午の一歳を飾れる一事實なり分類拘禁の主眼とする所は處遇の統一に依り感化の實を擧げんことを期するに外ならず、分類拘禁は効果を奏し易きか如しと雖も曾て論したるが如く出獄に際し誘導其宜きを得ざれば反つて分類せざるに過ぐるの弊害あるへし殊に幼年罪囚及懲治人の出獄に際し若くは出獄後に於ける保護の至らざるに逢着する弊害は蓋し恐るべきものあるを信ずるものなり、吾人敢へて之を云ふ所以のもの、分類拘禁を以て動もすれば偶々時流を趁ふ好事者の玩弄物と爲さんことを惧るゝが爲めのみ

分類拘禁と共に特筆大書すべきものあり何をや、洲本に於ける練習船の設置是れ

なり練習船の設置は少年をして水上生活に馴れしめ海事思想を注入し下級船員を養成するを以て主眼とす、英國テームス河畔の感化船の沿革は今復敢へて叙述を須ひずと雖も我國に於ては水上に監獄を設くることは之を以て濫觴となす之れ丙午の一歳に於ける特筆事實たるのみならず監獄歴史の上に甫めて發生したる事實たるなり中世遠島の處分は八丈島若くは隠岐國に送遣するか爲め數日間解筏の上に住生活したることなきにあらざると雖も彼と此とは全然其方法及目的に於て異れり彼は單純なる遠流に過ぎざるも此に在りては感化の大目的を有するなり従つて其目的を貫徹するに必要な機關を具備し理術に富める船員を網羅し兼ねて自然の風光を有す、練習船の設置は將來千鈞の希望を懸くるに足るへし況んや練習船の前身は清國北洋艦隊に屬したるも我艦籍に入りたる彼は日露戰役に當りて多大の功績を擧げたる軍艦鎮遠なり戰史に印象せられたる鎮遠は今や由良灣内水清き地に入りて不良少年を感化せんとす、此好紀念を貽せる鎮遠は更に明治史上を飾るべき感化事業の上に永久紀念たらんとす、練習船操縦の職責は少年の生命を掌握するに等しく其一擒は感化事業の聲價を上下し監獄事業の前途を左右するに至るなきを保すべからず吾人は茲に特筆すると同時に其成功を祈り監獄當局者の活動を刮目監視せんとするものなり

數年間繼續事業として計畫施行せられたる五大監獄の建築事業は近き將來に於て

其工を竣らんとす就中奈良監獄の如き全部の移轉を終へ殘務に忙しき進捗を見るに至れり而して更に又甲府監獄新築の議就り事業創始の端緒を開けり之れ監獄建築の第二期に入るものと云ふべく、丙午の一歳に生したる賜として亦紀念すべき事業をあらすや、監獄の整否を以て國の文野を判知すとは先覺の稱道する所なりと雖も外貌の美を以て判知するの謂にあらす從つて監獄の構造を新にし外觀を飾れりとも雖も以て改良を意味するに足らず此點より觀察するときには構造の新舊は何等關する所なしと謂ふを得ん、然れども外貌を以て其何物たるを表示することは極めて必要なり監獄は監獄の構造を以て表示せざるべからず古來の城廓米廩を襲用したる監獄の如きは監獄たるを示すべき外貌を有するものと謂ひ難し況んや外貌の醜惡は内心の善徵をも僻觀し若くは看過するを免れざるに於てをや故に好品性を保維するに好貌を以て補ふの緊要なるが如く監獄事業の善徵を有するを發見せしめんには監獄たるを示すべき構造を必要なりとす吾人の監獄の新築を歡迎する理由亦一は茲に在り、加ふるに内容の透徹せるを以てせば所謂鬼に金棒の活躍あればあり豈秀麗眼を眩惑するの構造たるを望まんや、監獄の建築に就て所信を明かにすること斯くの如し

丙午の歲に開きたる典獄會議は重要な議事多からざりしも時恰かも内閣更迭の初年に際し、發表せられたる諄々たる施政の方針は監獄の前途に光明を與へたるべしと少からず、加之典獄の會議の終末に於て所謂特殊監獄を視察したるの効果は頗々として監獄事業の上に現實したる徵象を忘るべからず、典獄會議と共に忘るべからざるは秋田に於ける奥羽典獄の協議會、京都に於ける近縣監獄醫の會合なりとす、處遇の統一は有無、利害の討尋を待つに非れば行はれ難し、吾人は常に這個有益なる會合の數々ならんことを望むや切なり、然り而して今方に監獄衛生の牛耳を把れる醫務所長は國家醫學會に在りて研鑽を重ねるあり將來監獄衛生の上に多大の進歩改良を促すべきは期して待つべきなり、監獄衛生は監獄經費に伴隨して消長することあるありと雖も當局者の理術と人格の關係亦極めて多きを認めずんばあらず監獄衛生の進歩は監獄醫の粹を蒐めたる國家醫學會に負ふこと大なるや知るべし

眼を轉じて監獄當局以外の事業に觀るときは昨臘末に於ける東京市内に在る無料宿泊所の如き救世軍の滿洲婦人救濟事業の如き規模の觀るべきなしと雖も駁々として事業の効果を進め救濟の餘澤に霑ふ者僕指するに遑あらず其他福井縣に於ける若くは石川縣に於ける出獄人保護規約の訂約の如き宮城監獄に於ける町村長勸奨の如き頗る肯綮に當るものあり石川縣金澤に於ては公民合併の救護事業を擴張し不具、癡疾、老衰、病弱者、貧窮者及精神病者殊に扶養義務者の請託に係る者を收容救護し着々事業の効果を奏しつゝあるが如き亦實に監獄事業と離るべから

ざる關係を有するものにして一歳を通じて監獄事業を助長したる所吾人は終刊に際し茲に熱誠の感謝を捧げん

監獄事業として改良進歩の徴候を觀るべきものは以上事業の施設經過に指を屈するを得べし然れども其改良進歩の方面を觀るのみにては將來の革新を圖るに充分なりと云ふを得ず是に於て、嚙つて其平面を窺ふの必要あり煩瑣なる監獄事業は當局者の營々鞫索至らざるなしと雖も細瑾を免れざることを少らず、較々耳目を聳動したるものは宇都宮監獄に於ける監視者と囚徒の共謀逃走の如き東京監獄に於ける重罪囚徒の兇暴逃走未遂の如き長崎監獄の諫早出張所に於ける數人兇暴の如き若くは十勝監獄に於ける重罪囚徒共謀の如き之れに屬すべきか、囚徒と監視者の共謀逃走は吾人の管見を以てせば監獄有史以來の事實ならざるか東京其他に於ける囚徒の兇暴は必ずしも珍とするに足らずと雖も監視者の刀を奪取し暴行を選ふしたるが如きは未だ多く耳にせざる所あり殊に暴行囚徒を斬殺したる十勝の例は内地監獄に於ては極めて稀有の事實なり、監獄自體既に犯罪者收容の場所たる以上逃走事實の絶無は期し難からん兇暴防禦の事情に由りては斬殺亦止むを得ざるべし、然れども統御の上策は細心熟慮事變を未然に防止するに在り吾人は斯る事變の發生を以て當局者の怠慢なりと極論するものにあらず、既往は追ふべからず絶後は期し難し、唯天災地妖にあらざるよりは人爲を以て未然に避くるを得る

ものあるを認めんことを希ふのみ

丙午の一歳に興廢せる事實は頗る多しと雖も吾人の秃筆を以つて一朝一夕に盡すこと能はず單に吾人の鼓膜に震動したる事實の一端を臚列したるに過ぎず吾人を目して椽大の筆を揮ふ者と期したる讀者あらば吾人は謹むで其罪を謝せん、擱筆するに際し讀者諸彦の健康を祈る

## ○囚狀視察篇

安永三四郎

### 第四款 作業及工錢

監獄の作業は痛苦に始まり、趣味に中はし、感化に終るものなり。行刑の要素として、囚人の意思如何に拘らず、嚴肅なる規律の下に、一定の科程ある勞働を強制する點より、觀察せんか、是れ一の痛苦あり。然れども活動は人生自然の常態なり、活動せざらんか、心身共に衰へん。故に初めは自己の意思に反して、勞働するとも、其業に依りて活動なる天性を發展せんか。次第々々に之に馴れ、日々之出來榮を喜び、其出來高の増加を樂み終に一種の趣味を生じ、半日之を作されば、心身ともに安んぜざるに至るべし。既に趣味を感ずれば、知らず識らず、

勤勉の習慣を生じ、人生自活の義務を自覺するに至るべし。是に於て感化の目的を貫くに近し。故に作業に關する視察の時期を分つて、痛苦の時期、趣味の時期、感化の時期の三段となすを、最も便益多しとす。

工錢は作業の結果にして、その蓄積は作業精勵の原因たり。二者相互に因果の關係あり、又正義と利益との一致を教ふるの效力あり。自己の勞苦を嘗めて、他人の財産を敬視するの念を發すべく、自己の節儉を踐みて、他人の損害に同情するの意を起すべし。故に作業と工錢とに關する視察の機會は、往々相競合することあるを、忘るべからず。

(二) 作業の勉情

勉勵と云ひ、怠慢と云ふ、是れ一の意見のみ。意見には、必ず之に對する事實あるを要し、事實には、必ず之を證明する材料なかるべからず。作業に科程を定むるは、その成績を證明せんが爲めなれば、科程を終るもの、終らざるもの、超過するもの、と大別し得るのみならず、各個人に隨ひ、實績を明示して、勉情の判定を下すの材料は、正確なるものとす。唯就役に關する諸般事情の存するあるが故に、之を詳細に視察するの機會を失ふべからざる也。

抑も人力は、健康、技能、勤勉、正直、規律等によりて、その活動に差異あるものなり。故に、勉情を知るに、須らく左の問題を探究すべし。

(イ) 刻苦勉勵するや

(ロ) 表裏陰陽なきや

(ハ) 他人に勞を譲り、自己の安逸を貪るの念なきや

(ニ) 科程を欺罔せんとするの念なきや

(ホ) 故らに科程を不足することなきや

(ヘ) 現業は嗜好する所なるや

(ト) 現業は素習する所なるや

(チ) 現業に熟達するの見込みありや

(リ) 現業は體力に適應するや

(ヌ) 痛苦を感じるか、趣味を感じるか

(ル) 希望する作業なるや

(ヲ) 他の事情ありて現業を怠ることなきや

(カ) 食糧不足の爲めに、強役を欲する模様なきや

(ヨ) 工錢の寡少なるにより、現役を精勵せざる事情なきや

(タ) 同因間の不和により、轉業を欲する事情なきや

(レ) 同因間の交誼により、科程を譲ることなきや

(フ) 輕役を欲して、妄りに診察を受くることなきや

(十二) 處遇の不滿ありて、精勵せざることをなきや  
作業の督勵の看守の要務あり、督勵を嚴正に且つ周到からしめんとならば、則ち  
第一着として、勉否の視察を精密にするを要す。今一工場に於て、終日、三十乃  
至六七十の囚徒を戒護するにせんか。刑期の長短、出入の繁閑ありと雖、苟も各  
囚の個人關係を詳悉せし後に於ては、彼等の一舉手一投足、一笑一擧を視て、以  
て當日作業の成績如何を卜するを得ん。是れ老練なる看守の經驗する所あるべし。  
今敢て蛇足を添へて、茲に視察の機會を擧んとす。

例へば、(一)科程の検査に當り、平日よりは多く出來たる時、若くは、少く出來た  
る時は、宜しくその事由を調査すべし。(二)素品又は器械に付て苦情を申出する時は、  
當否を判斷して、得る所あらん。(三)食糧の過、不足を訴ふる時、(四)屢々診察を煩  
はす時、(五)轉業を情願する時、(六)就役を拒む時、(七)習熟期間の満了を告知せられ  
し時、(八)他囚の轉業したる時、(九)他囚の賞譽又は恩典に浴したる時、(十)他囚の再  
入に準する工錢の給與を告知せられし時、(十一)前月の給與工錢額を告知せられし  
時、(十二)作業の科程を變更せられし時、(十三)作業の連帶より單獨に移り、又は單  
獨より連帶に換りし時、(十四)作業の分業を變更せられし時の如き。總て彼等が作  
業上の刺激を受け、之に因て、誠實、勤勉、忍耐の諸徳を發揮し、若くは滅却す  
るの動機となるべし。

## (二) 技能の進否及び長技の有無

生活せんとならば、活動せざるべからず、活動せんとならば、筋骨を勞せざるべ  
からず。天の民人を生ずるや、自活せしめんと欲す、自然界の萬有は、凡て吾人  
の労働に従ひて、生活の資に供せられざるものなし。然らば、吾人は天性として、  
自活の能力を享有するや、言を俟たず。唯各自の遺傳、教育、境遇の如何に因り、  
一長一短あるを免れざるのみ。彼れ囚人も亦人の子也、不幸にして、這般の事情  
に缺如する所ある者多しとは雖も、生業上の技能に至りては、必ずや各自その得  
たる所なくんばあらず。宜しく先づ左の問題を探究すべし。

(一) 父兄の職業は如何

(二) 生長したる地方の民業は如何

(三) 幼少時の修業は如何

(四) 手工の素修ありや否や

(五) 力役の生業なりや否や

(六) 浮浪の境遇にはあらざるか

(七) 低腦の者にはあらざるか

(八) 不具の者にはあらざるか

居は氣を移し、物は志を奪ふ。模倣の天性は、呱呱の聲を發してより、父母の言

行に導かれ、家庭の波動に打たれ、郷黨の模型に鑄治せられて、知らず識らず、白頭の老翁になり、その時と處とに感化せらるゝものあり。彼の孟母三遷の教は、正に此の道理を證明せり。農夫の夜業は農業の必需品を作り、職工の餘暇は器械を補修し、牧畜の徒は、園藝を副業とし、漁夫は船夫を兼ね、小估は力役を兼ね。常業にあれ、餘業にあれ、誰れか一種手工的の技能なき者あらんや。浮浪無頼の徒、白痴瘋癲の輩にあらずんば、誰れか一種嗜好的の長所なき者あらんや。筋骨の強弱、皮膚の硬軟は、彼れ自からの職業を表示するものあり。器械の使用に於ける手腕の運動、製作品の巧拙精粗、素品を取扱ふ狀況は、彼れ自からの技能を證明するものあり。如何に口頭を以て長技に誇るの囚人ありと雖も、信ずること勿れ、如何に故意を以て拙手を装ふの狡奴ありと雖も、疑ふこと勿れ。監獄の作業は自由競争の天地を離れ、自家損益の算盤を要せず。従つて彼等を看破するには、彼等の現在を信せんより、寧ろ過去と未來とを推測せよ。その聲を聞かんより、寧ろその活動を視よ。その形を見んより、寧ろその心を察せよ。彼等の長技は蔽ふに餘地なく、彼等の短所は付度するを得ん。

若しそれ不時の勞役あり、我れ偶然これを命じ、彼れ亦偶然これに趨り、之を終らんか、彼れの長短は、天真爛漫として露はれん。日々科程の検査あり、刻々就業の督勵あり。甲乙製品の品隲を試るも可ならん、製品を見本に比較して進否を

公示するも可ならん。彼等が製品の品位に對する情苦を訴ふる時、自己の技能に適せざるを愁訴する時、連帶の相手を拙なりとする時、素品器械の不良を唱ふる時、科程の過重を鳴らす時、食糧の不足を告ぐる時、習熟期間の滿ちたる時乃至轉業を情願する時に於て、その現役に於ける技能如何を詳かにするは、最も有效なるべきを信ず。

### (三) 物資に關する注意

作業に必要な物資を重せしむるは、感化上の要求する所にして、製作と備役とを問はず、俱に勤儉の實績を擧ぐるの基礎とす。物資とは何ぞ、素品、器械、製品は勿論。工業材料、食料、薬餌、其他備役上取扱ふ物品を指して、之を總稱す、蓋し犯罪人の多數は、不規律の生活を爲し、額に汗せずして巨利を博するが故に、奢侈の惡習を有し、怠惰を第二の性と成せば也。彼れが勤勉に、節儉に感化せらるゝの徴候を卜するの機會は如何。彼れが惡化の習性をして、益々墮落せしむるの狀態を視るの機會は如何。試みに左の問題を提唱せん。

(イ) 物を視ること、我が物を視るが如くなるや、否や。

若しそれ素品を濫用せんか、自己の物なりせば、自己の損失たるべし。之を節し、且つ廢物利用の途を工夫するの意思なくんば、縦令製品の精巧を極むるも、算盤にかゝらざるを奈何せん。自家の作業として、算盤を弾じきて、利潤ある

代價を以て、市場に出すの覺悟を發揮せしむるに非ざれば、監獄作業の目的を達する能はざる也。

若しそれ器械に苦情を鳴さんか、自己の物なりせば、出來得る手數も、之を厭ひて爲すことおからん。自己の物なりせば、一分研くべき刃物も、二三分を磨却して得々然たらん。修繕を要せざるに、修繕を求めん、針小の破損あるに、棒大の修繕を願はん。自己の良具を他因の不良具と、竊に取換へても、尙ほ奸曲を逞ふせん。皆自家の器械に非ず、自己の算盤を弾かざるの結果に、出でざるはなし。

試みに製品に對する注意如何を見よ。隠れたる瑕疵を知りながら、之を完全の品として、検査を瞞着せんか。その自から欺き、官吏を欺き、世人を欺くの意思を視るべく。製品の信用を失墜し、販路の逼塞を誘引するの結果を、豫知するや否やをも、察すべし。故らに技能を抛ちて、粗悪の製品を出さんか。轉業を企るの手段なりや、處遇に不服なる結果なりや、食糧の不足を暗に訴ふるの奸策なりや、將た懲罰の反動に出でたるや、這般の問題を探究して可からん。果して自家の所有たる觀念を、念頭より片時も忘るゝことおからんか。作業は趣味を以て精勵せられ、製品は自家の幸福なりとの感を以て、改良せられ、意匠を加へられ。奢侈は變じて節儉と成り、怠惰は化して勤勉と成り。終に規律

あり、秩序ある生産的良民たるに至るべし。

(ロ) 物の性質、功用、産地、及び價格に留意するや、否や。

素品の善悪を鑑別する所ありや、其效用の利害を考ふる所ありや、價格の高下に無頓着ならざるか、製品は時の流行に副ふべき意匠を用る所ありや、器械の産地、商標等を吟味するの意ありや、器械の得失を講究して、新規の發明改良する所あらざるか。這般の問題は、就業中の熱誠を瀉ける時、作業上の情願をなせる時、作業上に關する讀書の時、其他各種多様の場合に於て、視察するを得ん。余が短日月の經驗に於て、一重罪囚の父に接見するに當り、荷車に自動的意匠を加へんことを、囑したるの實例に逢着したることあり。彼等は自由の生活より、より長き寢臥の時間を有す。此時間を利用して、作業上の改良進歩を、沈思黙考せしめんか、蓋し多大なる效果あらん。是亦督勵の好方便たらんか。

(ハ) 不用品に對する注意は、周到なるや、否や。

廢物にして利用の途なからんか、終に不用品に組入れらるべし。然れども、是作業品として、若しくは需用品にして、不用の名を下すのみ。塵芥も堆積肥料としては必需品たり。土石も埋立材料としては購買されることあり。炊所の汚物は養豚家の歡迎する所、浴槽の餘瀝は園藝家の重寶とする所。天下に無用の

長物なく、粒々辛苦より生ぜざる物なし。之を知らしむるは、所謂不用品の取扱を等閑に付し去らしめざるを要す。掃夫、炊夫、看護夫、運搬夫等に對して、最も嚴正に視察を下すの必要あり、從て彼等の動靜は、その視察を喚起しつゝ、ありと知るべし。

(三) 包藏する所の物質如何

囚人の多數は、物品を包藏するを好み。是れ常識を以て、殆んど測り知るべからざる程、不思議の物品を愛着するものゝ如し。若しそれ、作業に關し物品を盗み、竊作し、包藏する所あらん。規律、檢束の目的より嚴罰すべきのみならず、又作業の怠慢として、其非を矯正するの必要あり。その物質の如何に因り、何れの方面に危険の伏在するやを、推究すべし。例へば利刃なりせば、破獄を警戒せよ。素品なりせば、科程の瞞着を看破せよ。玩弄品なりせば、戒謹の懈怠を處分せよ。

(四) 工錢の費途

凡そ入るを疊りて出るを爲すは、家にありても、國にありても、最も必要の原理なり。囚徒の監獄生活に於ける、亦人生の通義たる、出納收支の事務を等閑に付せしむべからず。故に國家は恩恵を以て、彼等の作業より生ずる工錢に應じて、その幾分を給與し、以て生産の趣味を感せしめ。他の一面には、獄則規律の許す

範圍に於て、必需の費途を開き、之に因て、生計の經理を教へんとす。由是觀之、工錢の費途如何を知るは、囚徒の貯蓄、節儉、歸善の情狀を推定するに、必要な問題たり。請ふ試みに之を説かん。

- (イ) 被害者に對する賠償金
- (ロ) 被害者に對する謝罪金
- (ハ) 裁判費用又は罰金の納完
- (ニ) 老親の報養
- (ホ) 家計の扶助
- (ヘ) 子弟の教育
- (ト) 親族故舊に對する香花料等
- (チ) 通信又は運搬費
- (リ) 領置物品の手入、洗濯、補修、
- (ヌ) 出監時の衣服購求
- (ル) 書籍の購求
- (ヲ) 食物の購求

眞心悔悟の念ありや否や、公權の畏敬すべく、秩序の侵すべからざるを、知るや否や、是れ(イ乃至(ル)の場合に於て、視察するを要す。仰事俯善の義務を盡すや否

や、親族故舊に同情を寄するの觀念あるや否や、是れ(ニ)乃至(チ)の場合に於て、看破せざるべからず。財産を敬視するの念あるや否や、經濟の思想あるや否や、費澤の購買を爲すことはなきや、吝嗇の苦情を漏すことはなきや、是れ(リ)乃至(ヲ)の場合に於て、真相を洞察する所あれ。其他自習の志は如何、自衛の意は如何、出獄後の準備は如何。這般の問題を解決する所の機會は、前掲費途の申請に當りて、必ず逢着すべきは、言を俟ざる也。

(附言) 食物購求の非理は、已に斯道の定論なり。余は此費途に關する囚情の實相に接著したることなし。何となれば、曩に久しく實行せられざる監獄に奉職し、今や、新に廢止を實驗したる監獄に在勤すれば也。而して此廢止問題の實行は、案ずるよりは、産むの易かりしことは、證言するを憚らざるなり。

茲に注意すべきは、假裝的の支拂あること、是也。或は監視の引受人を買收せんが爲め、或は司獄官吏を擒にせんが爲め、或は免囚と約する所を履まんが爲め。名を正當の原因に假りて、不正の行爲を演ずるの實例少からず。直接遇囚の任に當る者は、炯眼を注きて、之が情弊の源を塞ぐを要す。

#### (五) 出獄後就職の希望

希望は未來の幸福なり、前途の光明なり。希望なくんば、人間萬事休む。囚徒が作業及工錢に由りて、薰陶せられ、誘掖せられたる勤儉の美德は。社會に復歸する曉に及んで、正直なる、規律正しき、有用の良民として、生業の花を咲かすにあらざれば、毫も實效なきを奈何せん。故に彼等が釋放の曉に至り、如何にして生活すべきや、如何なる住地を擇ふべきや、何等の職業に就くべきや、是れ最終の大問題にあらずや。然れども有限の監獄作業を以て、無限の囚徒各個の希望に供給し得ざるは、言を待ざる也。然らば佛を作りて魂を入れざるご一般、作業の生命は殆んど滅するを奈何せん。余謂らく、現今財政の程度に於て、凡ての囚徒に適應する處世的勞役を科するを許さざるは、已むを得ざる也。よしや、已むを得るにせよ。監獄をして職工場たらしむ可らざるが如く、又監獄をして徒弟學校たらしむるを得ず。唯出來得る限り、彼等の處世に便益を興ふるの方針を採り、相應ある、中らすと雖も遠からざる作業を科し得れば、足れり。蓋し、正直、忍耐、勤勉の三徳を訓練して、放還し。職業を漁するの勞を免がれしむる保護機關さへ、設けられなば。恐くは彼等の工錢をして、放免の祝杯、養生食ひ、虛榮の衣服に、消散せしむるの厄少からん。故に満期の近かざる前に於て、宜しく一年の計は元日にあるの、遠慮を回らさしむるを要す。家庭郷黨に信書を發するに當り、這般の意思を表示すること、之れあらん。接見に當り、這般の協議を試みること、之れあらん。若し視察の機會に接せずんば、自から之を問ふて、相談の相手となつて可ならん。實に是れ點睛的の快手腕を揮ふ可き機にあらずや。

## 講演

●滿洲監獄視察談(十月茶話會に於て)

宮下 鈞太郎君

私は本年の七月文部省と陸軍省との協議に依りまして、各學校の教員學生見學の爲に滿韓地方を旅行させるに就て陸軍省で便宜を與へると云ふとでありましたから、私も其一人として参りました、其節に真木事務官から彼地へ行つたら監獄を觀て來たらどうかと云ふやうなお話もありましたので彼地の監獄を觀て参りましたが、私も長く監獄協會に居り諸君の監獄に關する御講演も拜聴し且つ監獄に關する書籍も少しは見ましたけれども、何分未だ門前の小僧ほどにもなりませんので彼地の監獄を觀ましてもそれに就て是非の判断をするに云ふことは出来ませぬ、唯だ觀て参りました有様をお話致してそれに就て御判断は諸君の御考慮に任せることに致します。

七月十九日に東京を出發しまして二十二日に宇品から陸軍の御用船御吉野丸に便乗して二十六日の朝大連埠頭に着きました、大連へ着きました陸軍省の世話で夫々宿舍を割當てられて兵營へ這入つて兵營の食事をする事になつた、それから午後には少し閑暇がありましたから關東州民政署を訪ねまして、豫て小河君からの紹介状を持つて浦警務課長を訪問しました所が丁度御病氣で御出勤がなかつたので他に私の知人も二三人居りましたから夫等の紹介で當時民政署の所管になつて居る所の監獄を觀ました、是は前には陸軍の管轄であつたのが近頃民政署の所管に移つたのださうですが、マア監獄と

云ふよりもチョットした拘禁所位のものでありますが、其構内に常事犯を收容する所と軍事犯を收容する所と二つありましたが私は常事犯の方丈を觀たのです、それは丁度二日間ありまして極く簡單なる格子造の極くさやしやな造でありまして、其内に支那人を二十二名拘禁してありました、其二十名は皆竊盜犯であつて二人は巡捕と云ふ役人で民政署の巡查の下働をして居る土人ですが、此二人は收賄罪である此内で最も刑の長いのが六箇月其他は二三箇月の短期者でありますが目下課する役業がなから唯拘禁して置くのみだと云ふ話でありました、さうして其二十二人を幾人で戒護して居るかを聞きましたら目下二人であるとのことでした、其一人の方は元大阪の監獄に居られた人でありましたが、總ての取扱振が無難作で此所の拘禁の場所から一問程の道を隔て、役人の詰所があつて、其所で色々の話をして居る、其話が囚人には手に取る様に聞へると云ふ譯で萬般の設備が頗る不完全である、さうして夜分なども十二時過は誰も戒護もせず皆寢て仕舞ふと云ふやうなことでありましたが、獄内のは有様などは支那人が這入つて居るのであるから立派のことではないが、先づ支那人が這入つて居るとしては清潔にしてあつたやうに見受けました、尙ほ支那人は決して逃走の虞はないと云ふ話でありました、それから教誨などは無論ない懲罰も別にさう際立つてしたことはないと云ふ話でありました、此大連の監獄と云へばドンナものであるかと云ふお考が出るでせうか、先づザンとお話すればコンをものです、軍事犯には日本人も居ると云ふことでありますそれから二十六日は大連に泊り、二十七日の午前大連を出て其日に旅順へ参りました、さうして其午後は有名なる二〇三高地とかあゝ云ふ戰場を見まして翌日又黄金山とか海軍の鎮守府、戦利品陳列場などを彼は見廻つて其日の十時頃に旅順の舊市街の方になります關東陸軍監獄署へ参りまして爰には本會々員の河野健三と云ふ人が居られました、此方は元北海道の旭川衛戍監獄長をして居られた方で先頃旅順の方へ轉任されたのであります、



つてそれには儀門と云ふ額が掛つて居る、役人の居る場所は其突當りの中央に朱塗の曲線などがあつて先づ閻魔大王でも腰を掛けるかと思はれるやうな拵へである、上には種々支那流の額が掛つて居る、中央の額に軫念民生と書いてある、右の方の額には普儀普化、左の方の額には愛民如子と云ふ赤地に金文字の額が懸けてある非常に嚴めしく出来て居つて、其所へ何んでも午後の四時か五時頃知縣が来て裁判をするのださうで、其時は傍聽隨意で矢鱈に立聽をして居ると云ふことであるから、どんな工合かと思つて其頃に行つて見ましたが、其日は今まで來ないからモー來ないだらうと云ふことであつたから見ませぬで、牢獄の有様は實に何んと云つてよいかマア私は鳥籠か但しは人籠と云つてよいように思ふ、支那流の煉瓦造であつて前の所の様子は恰も動物園で動物が這入つて居る所の前に柵が出来て居るあゝ云ふ有様であつて頗る粗末の出来て其所には屋根も何も無い、其柵も角のチャンとされた木で出来て居るならばよいが、實に不體裁の曲つた丸太を立て、あるので其間は身體を横にすれば出られるのですが、彼等は逃走でもすると罪三族に及ぶと云ふのであるから彼等も妻子眷族の身の上を思ふ所から決して逃走などはしなさいと云ふことです、それから話か前後しますが牢は奉天以外にある知縣の管轄して居るのは牢と云はれて封と云ふので東封と西封と別けてあつて東封は重罪西封は輕罪と云ふ譯で如何にもさう云はれて見ると東封は中が眞ッ暗になつて居つて首を鎖で縛られて居つて惨な風であつた、さうかと思ふと其傍に門番か誰か中で何か煮て居る、又西封の方は足枷をやつて居つた者があつて牢屋の中から柵の結つて居る所までヒョコ／＼出て來る、どうしても人間の居る所とは思へない鳥の巢のやうなものです、其隣りにも一つありましたが此内にも随分重さうな奴があつて皆足枷をして居つて足が皆くびれて居つて其所に何か巻いて居るが皆瘡せられた奴ばかりで實に目も當てられぬ有様でした、それから女監には三人居りましたが、それは表の柵のある所まで出て洗濯などをして居つたのを見ました、其傍に罪人でない人が牢と牢の間に溜りをして居りましたから

其所へ行つて筆談を試みた所が一向分らぬ、一字も讀めない人間ばかりです、唯門番のやうな者丈が鐵嶺巡警と云ふ淺黄の巡查のやうな服を着て居る丈であとはどれが役人だか分らぬ、それから向ふへ行くと云ふから其裏の官舎のやうな所へ行つたら、此所へは來る所でないといふので追出されましたから一向要領を得ないで歸りました、それから又道を隔て、新しく出来た一つの監獄がある、是は二三年前に出来たのださうで、是も煉瓦造で其前にも今申した柵がある、其柵などもあつても無くても同じだが皆内に居る者は足枷をやつて居りました、其時は私と一緒に居る者が少しく支那語の出來る人頭這入つたのだが三年も四年も居る者があると云ふことでそれは詰り金がないからいつまでも放込まれて居るのです、此所でも中で何か煮て居りました、それから外部から麵包のやうな物を賣りに來ましたして罪人が自由に賣つて食つて居ると云ふ有様で極く氣樂である、だから中には血色のよい奴も居りましたが今にも斃れさうな憐れな奴も居りました。監獄の有様は先づサツトこんなものであります、是は話にも聞き又書物でもテヨット見ましたが、訴訟を起す時分には初め訴へを取次いで貰ふに受付のやうな者に頼むそれには例の通り金を贈らなければ取次がない、で相當の金を出して取次いで貰つて上の役人の所まで行く、上の役人に又金を贈る、そこで初めて原告の云ふことを採用して被告の若し被告が非常に金持であると使賃を澤山取る、使の奴が幸ひ良い人間であるといふが悪い奴だと非常に強請する、さうして被告は金を澤山使ふと別に牢へ入れないで宿屋のやふな所へ置くといふ話です、それから愈々裁判になる時になつても裁判官はあつちを見こつちを見て居る、でこつちの方ふと原告が誣告罪になつて非常な目に遭ふ、又原告が金を使ふと原告に傾くから今度は被告の方がや

られると云ふ譯で此場合には多くは毒殺されると云ふことである、さう云ふ譯であつて詰り賄賂の多少使方に依て何れども裁判が定まる譯になつて居るさうであります、それから一日の晩に鐵嶺を立ちまして遼陽に滞在して四日に營口へ着きました、此所の領事の瀨川君は小河君の親友で私も知つて居りますから早速尋ねまして、領事館附屬の監獄を見ました、新しき建築で三房に別れて一房も確か三疊敷と思ひました、結構は煉瓦造りで格子の如きも嚴然たるもので其上清潔で、流石の日本領事直轄の監獄であると感じました、二人の本邦人が拘禁されて居りましたか食物等は仕出屋に任せてあるさうですか此一事にても未だ治獄の要を得て居らぬ様に考へられます、翌五日出發して金州を経て七日に大連に歸りまして、八日に大連を立ちました譯で、滿洲全體に關する事柄は他日に譲りまして、本日はザツト監獄に關する一斑を一瀉千里の勢で御話いたしました次第であります。

### ○浮浪犯罪者の處遇に就て

(十月茶話  
會に於て)

武田 慧宏君

近來追々窮民救濟の如き事柄が世人に注目されるに至りたのは甚だ喜ぶべきことであります、是は一面に段々困窮する人が殖へて到底輕々に見逃がすことが出来ませぬことを現はして居るものと思はれます、其窮民と申す中には随分澤山の浮浪者或は乞丐等か東京市内丈でも殖へて或は祭日若くは何か人寄の場所へ集つて甚だ都市の美觀を損する、で斯様な人々は地方へ一つ追やつたら宜からうと思ひます、即ち戦後の失職者が多く困窮に陥り若くは浮浪の群に這入るやうなことになるつて居るのが一つで

又往々地方の凶作などの爲に遂に故郷を離れて此土地へ迷込んで困窮するに至つたのであらう此一時の現象であつても何とか救濟の方法を考へねばなるまい又世の進歩と共に永久に其數を増加するであらうと思ふ外國などに於ては戦後に浮浪者が殖へた結果として多くの人々を救濟する機關が起つたと思ふやうなことも承つて居りますが、獨逸などの如きも普佛戦争の後に窮民の多きが爲に浮浪者の殖へたが爲に却て多くの慈善の機關が發達したと思ふやうなことは一面不幸なる人々の爲には却て人の注目を惹いて或は救濟の道が開けるのであると思つて居りますが、私は何れ世の中に廣く散在して居る窮民若くは浮浪者を救濟する方法は最も必要であり何れ又それが發達すること、思ひますが、唯監獄の手の下に這入つて來た浮浪者、此種類の人が段々殖へる殊に巢鴨の監獄の如きは先づ窃盜詐欺などで云ふ罪質の累犯者が這入る所でございまして、著しく此事が目につくのであります、殆ど累犯者で更に改悛すべき機會が將來にあるまいと思ふやうな者が段々殖へる、其前の經歷を調べて見ると、即ち幼少の時から家庭がなく棄兒で育つたと思ふやうな者もありません、又家庭はあつても其家庭に接近することが出来ない、有つても無いと同様の者もあります、斯様な人が監獄へ這入りました時は如何にしたら再び犯罪をすることが止められるのでありませうか、如何にしたら能く改悛の途に就かしむることが出来やうかと云ふことになりまします、一には其方法丈ではいかなないのであります、此人々に生活の道を與へると云ふことは勿論必要に相違ないが、其外に如何に生活の道が安全でありましたも浮浪の境涯に習慣が深いものでありますからナカ／＼正業に就いて持續することが出来る、のみならず出獄の後再び犯罪をせしめまいと思ふ方法は暫く措いて此監獄に這入つて此長き處遇しやうと思ふことに付きました、今普通の在監者を處遇すると同じ程度でやつて行くことは一面から云へば頗る寛に失する點があり、又一面から云へば頗る酷に失する點がある、是は頗る矛盾し

たる二つの結果であります。寛に失するに云ふことに付きましたは、作業の上に若くは規律の勵行の上に普通の在監者を扱ふと同じ程度であれば、随分窮苦を忍び又色々の境遇を経て來た人間に於きましては更に夫等が反省の機會を與へない却て今の如き仕事をやる、例へば監獄に於きましても座作の業などに就けて置くのは頗暢氣である、甚だ楽しいと云ふやうな考を以て漸く手指の尖頭を動かすに過ぎないので持續する者もある、又一般の規律の上に於ても公私の眼を免れて色々の不都合を働かす或は官憲の取締を免るゝことを頗る巧みにやつて來て居る經驗があるからして、随分普通の在監者が思ひ至らないやうな巧みな方法を以て自ら規律の裏を廻つて自由の事をやるに云ふ嫌がありません、普通の在監者と同じ處遇は寧ろ寛になつて遂に覺醒する時機を與へないで居りはしまいか、又一面には頗る監獄の今の處遇が冷酷であると云ふことは、どうも久しい間缺乏の中に生長し若くは浮浪の中に生長したのでありますから多くの精神上の感念が發達しない、此發達しないのをば無理に普通の人に同じやうに取扱ひましてそれ丈の責任を負はして行くに云ふことは教へざるの民を罰するので甚だ宜敷ないかと思ふ、で一面斯様な不良の人間が精神に痴鈍の状態を見受けるは普通の有様でありますから容易に教育の趣意から作業を課するなり、總ての命令を下すにしても順序よく其智識を開發すると云ふ點に努めなければならぬことであらうと思ひます、然るに之れに努めずして十分なる思想あり知能ある者として直に一切の獄則等の責任を負はせることは甚だ冷酷に失して居りはせぬかと云ふ感もありません、是は先づ普通の在監者と同様に取扱ふ上の最も著しき一つの缺點であらうかと思ひますが、其他に尙ほ斯る習慣犯者をば收容することになりますと自然其怠惰を以て若くは破廉耻を以て漸々一般の在監者を悪化すると云ふことは免かれぬことであつて、又實際に獄則罰の減食などは本人に何等の力をも持たない、減食絶食は幼少からの習慣であるから効力はない、其以上の懲罰は望む所でない精神の開發に努めねばならぬ彼是の關係上浮浪者の處遇上から觀ても普通の在監者と浮浪の

間に生長した家庭のなき此乞丐と云ふやうな者の犯罪者とは收容の場所を異にするが大に其處遇の面目を異にして行はるやうな方法が望ましいのであります、監獄も其年齢に依て未丁幼年若くは懲治と云ふやうに監獄の分監も出來て居る、或は又追々進んでは聾啞者を特別に教育する機關もあり又精神病者などの處遇方法も講せられて居りますが、何れ總ての方面から段々犯罪者を個人的に分類して犯罪者の社會上に於ける境遇若くは成育關係が主となつて適當な處遇を講せられるであらうと思ひますが、今一つ此の如き浮浪者は浮浪の中に生長した者若くは現に乞丐の群に這入つて居るやうな者でも再三監獄に這入つて更に改めないやうな者はどうか一つ特別の處遇を加ふる丈の監獄を設けられ而も其監獄は成るべく都市に設けられまして出來得る丈力作を科するやうにしまして一面には大に彼等の知識を開發することにしましたならば將來大に改悛して有爲の者となるであらうと思ひます。

寄書

○福堂餘事 (四)

春 雨 生

○園基と家政 岩崎健造と云へば、誰れも知つて居る方圓社の社長だが、彼れ人に語つて曰くだ。世間では棋打と云へば、家事向などには、極めて迂闊なもの、様に考へられて居り、實際もそうですが、是れは虚です。我々が棋を打つには、始終細かに彼我の損得を勘定して、豫め勝敗の數を知つてこそ眞實の棋打で。作り上げて始めて勝たの負たのと云つて騒ぐ位では、御話になりません。其れと同じ道理で、家事向の事も、チャンと正月から一年中の計をなし、「ツギ」だ「メ」なども、細かに遣つて、手落ちのない様に行くのです。極月二十九日になつて、金が足らぬなど騒ぐは、恰も棋を作り上げて、始めて勝負を知ると同じ、棋打の不面目と申さねばなりません。春雨生、曰く、

同人に棋を樂むもの多し、蓋し這裡の趣味を知るもの、幾何かある。然れども生は棋を解せず、彼れ等の樂を享け得ず、相去ること、樓上樓下のみならず。壹事に精通すれば、他の百事に活用の妙を得ると、古人我を欺かず、我古人に及ばざるのみ。

○靈魂不滅 文學博士建部遜吾氏は、この大問題を解決するに、僅かに假名交り文五十四字を以てされた。曰く

人は社會に生れ、社會に没す、過去は社會なり、現世は社會あり、來世も亦社會あり。人は社會に由り、社會に於て永遠の生命を有す。

その説明の一節に曰く

人間は全く有限なる者なるに係らず、吾々が世の中に殘して行く、手の跡足の跡は實に廣大無邊の者である。されば吾人は善き事に付け、惡しき事に付け、其及ぼす所の大なるに、細心留意せなければならぬ。是が即ち或る意味に於て、簡體の靈魂が社會に在つて、永久不滅なる所以である。先づ遺傳と云ふ事に就て述べやうなら

ば、植物にまれ、動物にまれ、天地間に於ける所有物は、總べて有限である。が然し此の如き簡體個體が此世の中に存在せる一期間に於て、必ず何等かの經驗をする。此一度經驗の上には、はつた事柄は、遺傳と云ふ理法で永久に社會に不滅である。されば此意味に於て簡體は有限なると同時に亦無限の生命を生ずるのである。

吾人罪囚の矯正感化を以て、天職と心得んには、須らくこの問題を決解し、信仰すべし、博士の説、

資て以て吾人の心的生活を觀するに足らん。

○人材及人格 役に立つ人物とは、言ひ換へれば、信用ある人物に候。即ち其の委任せられたる職務に忠實にして、他人の監督を待たず、自から之を執行し、場合に於ては、自から責任を取りて、臨機の處分を、成し遂ぐるを云ふ也。されば信用が基本なれば、材能は第二にして、第一は人格にあること、申すに及ばず候。人格とは、其の人間が、誠實にして、信任するに足ると同時に、個人としての活動力を有する者に候。唯だ頭の鞏きと腸の勁きとが、必要にあらず。此に加へて其の活動の

自在力が、必要に候。——とは、徳富蘇峯の國民新聞東京だよりに、見へしが。翠朝また、交通界の文星、白知生(下村房次郎氏)は、之を歓迎し、唱和して、曰く、凡そ人たるもの、學術の花を咲せ、事業の實を結ばむには、先づ其の根幹ある自己の誠意を充實せざるべからず。誠意なき人の學術事業は、一たび人海の波瀾に逢ふや、摧折破滅せざれば、罪を造り惡を作すの資となるに過ぎず云々。

近時世人動もすれば、人格を口にす、しかも人格を詳かに教ふるもの、鮮し。余はこの兩好漢の言に由りて、同人諸彦の活動の自在力を養はれ、花も美しく、實も善からんことを望む。

○智識の共同一致 英國バーテン大佐の日露戰爭を評せし結尾に於て、日本軍の成功は、獨り以上述ぶる所の數原因のみならず、各兵科の和衷協同と、各兵科か自他兵科の事に通する智識とに、由ること多しとす。戰勝の秘訣は、此の智識共同、相待つに在りとす。

此評、とつて監獄事業に活用すべし。紀律と云ひ、

作業と云ひ、衛生と云ひ、感化と云ふ、各其方面を異にし、智識を殊にすれども、そが凡ての方面より和衷協同して、罪囚を處遇するに非れば、機關砲も益なく、砲騎兵も用なく、馬と砲とに富み且つ熱せる露軍も、終に我が皇軍に對抗し得ざりしと一般。檢束一番槍の第二課も、作業全能主義の第三課も、非衛生的の處遇に陥り、非人道的の行刑に没するを免かれざるなり。先輩の教訓、常々茲に在り、耳熟し、膽寒し。小河博士の新著、亦懇切に之を教ふ。吾人豈に奢々服膺せざるべけんや。吾人豈に肺腑を開らき、肝膽相照して、神聖なる斯業に盡瘁せざるべしや。是亦戦後の與ふる教訓ならずや。

○算盤と劍。平和は戦争よりも力あり、算盤は劍よりも威あり。何れの國、何れの人を問はず、其の能ふ限りの方法手段を盡して、商工業を増進するときは、其れだけ人類社會の幸福は、増進せらる。戦争の原因は減退すべし。と、是れ藏相坂谷博士の戦後經營論の骨ならずや。監獄の事務も、劍と算盤との二力併合にあり、在監人の統計を以て、

經費の基礎とし、職員の設定をはじめ、在監人の生活を計理するは、是れ算盤の力にあらずや。監獄の安全を維持し、行刑の峻嚴を確保するは、是れ劍の力にあらずや。而かもこの二力、動もすれば、相反して活動するは、誠に嘆げかはしき次第なるかな。蓋し、劍に長ずるものは、算盤に短なり。算盤に優等なるものは、劍に劣等なり。各其短を捨て、其長を頼むが故に、相下らず。各優等の持區に割據して、劣等の持區に交通せず、故に相反目す。若しそれを、判事のその如く、民事に刑事に、或る期間を限りて、入れ替り立ち替り、從事せしめんが如く。監獄にても、劍の組も、算盤の組も、入れ替り、立ち替り、兩方に共通せしめんか、片輪役人の自然淘汰、自から行はれん。宿直共通の主義よりも、其效果、著しからん。

○未來の典獄に諮る

十勝 吉野 四六生

狐に穴あり空の鳥に巢あり左れど人の子は枕する

所なし實に實に法治國の人間は斯くも弱ひものであるだろふか詰さらぬ事にもピク付てウロ／＼マゴ／＼するとは實にあきれかへる夫れで吾人は修養の角面に向て研究する必要があるのである尊徳翁今の世に聖人と呼べるゝも時にあつては分らず屋と呼ばれた事も左れど先生は心に毛程の煩悶なく安神して世に處せられた安神して世に處せられたる豈夫れ唯だ事ではない必ずや大々見地を開てあつたに違ひない僅かの事にもウロ付くのは人に定見がないからだ逆境にあつて處するの道を知らないからだ予が或る部類の人々に毎度語て居る事だが自分は學問は勿論ない然し今日氣樂相な顔をして謠曲本を弄して居る連中と違ふソナ事は樂みとせぬ彼の吹く風彼の降る雪眞に愉快ではないか天然の音樂美聲ではないか絶妙の讚美歌味ふべき哉ではないか實に君等が職務此々の螢雪を積む所で樂を味ふ事が出来るでないか「雪降りやあれも人の子樽拾ひ」走せて其子の手を取りて眞人間に救ふて見よ、是れ以上の悦びがあるふか廣義の監獄は廣き意味の教育是も先輩に聴たれど

夫れでは未だ足りない相手が病的犯罪者であると云はるれば吾人は病的教育家慈善家司獄官でなければならぬ、蚤の目で虱の根性を計る様では致方がない自然に密着せねばならぬ萬木尙は自得して春夏秋冬秩序正しく笑ふて居る所眞に面白此の消息を修養し會得せねばならぬ松尾音次郎氏今より十三年前樺太の囚人に教誨した其教誨が方面違ひの方にも必要がある様である、あの野の百合空の鳥神祕を穿て居る、作爲にあらず自然に付すである、待つに報酬が伴はない夫れだから出入頻々で何時も缺員だとは一般の聲だが其報酬も今は伴ふに至つて最早煩ふ事もなくなつた筈だ君等が雪に吹かれて硬張つた、炎天焼くが如き日中に奔勞して爛るゝ許りになつた其容相眞に價値ある哉である誰か義人の爲めに死ぬるものやあかるべき左れど吾人は世の棄兒たる罪人の爲めに神の使命を奉ずるものである其價値は容貌に現はれて居るコウ考へて見たらば實に愉快だ釋迦何處にある基督何處にあると大膽不敵に枕する所ある人間と

なり老西郷先生が云はれた手も足も付けられぬ大  
丈夫を司獄官となり天と地との間に即ち自分の本  
位が明かになつて孔子釋迦基督の立場に進み入る  
と同様、微塵も動くものでないと思へる喜ぶ者と  
共に喜び彼等可憐兒を悲境より樂境に誘掖する事  
の出来るものとなるのである之れが吾人の大目的  
大主眼無二の樂みである今度小河博士の著された  
獄務攪要の大主意も此にありたと思ふ須らく三讀  
して此の極致に達す可きである未來の典獄以て如  
何となす

○聯合監獄看守教習所設立を

望む

東京 瓢 湖 生

獄務實績の擧否は看守教習の如何に依るは夙に司  
獄界の人の知る所なり然れ共此の看守教習の方法  
たるや如何なる方法に依りて教習し薰陶せば好果  
を奏し治獄の目的を達し得るかは大に吾人の研究  
すべき問題あり

往時東京に於ては監獄は警視廳第四部の管轄にし  
て鍛冶橋市谷巢鴨の三監獄は皆其支配する所なり  
ければ教習所の如きも教官には専務官數名を置き  
看守受業生は一時に四五十名宛を教習薰陶せしか  
ば其成績も大に良好なり  
而るに去る三十六年官制改革と共に三監獄は分離  
し各教習所を設置し僅かに四五名の受業生を募集  
し之を教習するに至りたれば其教官も兼務官とな  
り勢ひ繁劇なる本務の爲に時間を忙殺せられ教習  
の遑少なく甚しきは教習せざる事數日に渉るも亦  
其詮なし然れば受業生の教習を受けるは教習期間中  
僅かに數時間に過ぎざるも歲月何ぞ人を待つべき  
や忽ち規程の歲月は経過し何の得る所もなくして  
卒業試験は科せらるゝも應答すべき教習を受けざ  
るには毎度教習卒業受験者の窮訴する所なり然れ  
ば科する教官も科せらるゝ受業生も互に形式一邊  
は覺悟の上なり而しても尙ほ克く職務の概要を知  
悉し卒業後は看守の職務を全ふするを得ば宜しき  
も司獄官の職務たる何ぞ斯く學ずして執行し得べ  
き容易の業たらざるは吾輩の喋々を待たずして明

かなり

此れ畢竟教習機關の不備に職由す現時の教官は專  
務官に非るを以て到底充分なる教習を施すの遑あ  
らず依て遂に受業生をして空しく日月を徒過せし  
め唯教習期間の経過するを待つて簡略なる卒業試  
験を執行して證書を授與するのみ嗚呼何ぞ遺憾の  
極ならずや而れ共之れ教官の罪に非らず又受業生  
の放逸怠惰にも非ずして制度の當を得ざるに依る  
ならんか

今若し東京の如き便宜の地には都下の四監獄は勿  
論其他近縣に有る神奈川埼玉千葉の諸監獄聯合し  
て一聯合區と爲し一教習所を設け其他の地方に於  
ても便宜の監獄と聯合して各教習所を設置し此處  
に於て教習する事とせば規律の模範たる監獄官吏  
の教習は形式一邊に終らずして統一的規律の教習  
を施すを得我監獄界の實務成績をして層一層の整  
備を成さしむるを得ん之れ予が聯合監獄看守教習  
所設立を希望する所以なり

尙ほ最後に予が希望の實行方法二案を述べ先輩  
諸君の高案を乞ふ

一全國を八區若くは十區に區劃し一區毎に聯合  
監獄看守教習所を設け學識經驗に富める教官  
を置き聯合監獄の看守を教習する事  
一教習所は其區便宜の監獄附近に設置し學理を  
實務の應用に必要な教習を施し嚴重なる卒  
業試験を執行する事

○監獄懲罰の改正に就て

在横濱 東 郷 彌 六

監獄則に就ての遠き古の沿革は暫く措き明治維新  
後に於ける改廢は明治五年十一月太政官達第三百  
七十八號に起り其後明治二十二年勅令第九十三號  
及明治三十三年四月勅令第七十二號明治三十六  
年三月勅令第三十七號等にて數回に全部或は一部  
の改正を爲し其時々適合する小刀細工の繡縫的  
改正を爲し苦しくも間に合はせ改訂を爲し來りた  
るものにして今や斯の如き三四十年前に胚胎した  
る古物は其根本に於て不完全極まる法則なるは識  
者を俟て後始めて知らざるなり隨て監獄則は如何

に改正せば時勢に適合するやの問題を生ず而して之が改正の標準は時勢に適合する程度に於て爲すは勿論なれども監獄則なるものは行刑政策の羈絆にして此行刑政策羈絆の依て起る根本法規等をも參酌するの必要あればなり然れども監獄則の改正に一大關係を有する即ち行刑政策の根本法規とも云ふべき刑法刑事訴訟法の改正は今日に於ては近き將來の未必企圖あるを以て之が改正の決定なき以前現行監獄則改正の内容を表現することは甚だ至難否之を表現するも捕風攪雲の憶やあらん故に余は現行監獄則全部の改正は刑法刑事訴訟法の改正の隣に譲り今は只捨て置き難き條項のみの改正に止めんとす而して此條項たるや目下改正の必要あるのみならず又近く刑法刑事訴訟法の改正あるも之れに大なる障礙を醸すべき條項にあらざるのみならず恰も明治三十八年單行法として發布せられたる刑の執行猶豫の規定が改正刑法案中にある如くの觀に過ぎずと信ず左れば現行監獄則中一時も捨置き難く改正すべき條項とは如何なる條項を云ふ曰く懲罰に係る條項即ち獨愼、屏禁、減食、

暗室、施鉢之れあり、諸法規は漸を追て完整しつゝあるに當り獨り現行監獄則を繕かば暗黒未開時代の遺物たる野蠻的手段の懲罰制度の墨痕濃き條項のあるあるを視れば思ひ半に過ぐるものあらん夫れ國家は國家自體の安寧秩序を保護する爲めに刑罰權を有し而して國家が此刑罰權行使の結果國家(個人を)に危害を加へたるものに科する處の刑罰は不穩當なる體刑を廢して自由刑を科すとは現下刑罰制度の趨勢なり或犯罪行爲の爲め審判の末自由刑を科せられ其執行を受けつゝある囚人が監獄に拘禁中紀律を紊し反則行爲のありとて之に科するに彼の體刑に等しき懲罰を科するは帝國の一大汚點にあらざして何ぞや現行懲罰の方法と實質とは如何なるものなるやは暫く措き其不可とする點を列擧し而る後改正懲罰の方法及其利害得失を比較するを便とす

一 現行懲罰は體刑に等しきを以て不可なり  
 二 現行懲罰は囚人の健康を害し改過遷善の道を沮害し延て良民たらしむるの妨とある  
 三 現行懲罰は身體の虛弱なるものには執行し

得ず

- 四 現行懲罰は一時の苦痛にして日を重ねるに從ひ習慣性となり比較的苦痛薄し
- 五 現行懲罰は自懲他戒とならず却て囚人は懲罰を怖れざるを名譽とし懲罰を多く受くるは恰も戦捷の勇士が勳章を受くるに等しき評を爲す

六 現行懲罰は満期近き囚人には或時は懲罰執行の日時なく亦其效力なし

改正懲罰方法は如何に改正せんか云ふに之にて良案のあるあるにあらざれば暫く現行刑法中に掲記しある違警罪の刑即ち拘留料等を以て改正懲罰の方法手段と爲さんとすものなり、現行刑法中に列記しある其違警罪なるもの、多くは其實質に於て行政罰或は地方罰(或は語弊)の性質を有するものにして審判及執行の手續に就き明治十八年九月布告第三十一號を以て違警罪即決例なる者を發布して一つに行政警察官たる地方警察署長に之が審判及執行等の權限を委ねたるが如く典獄が其統轄する監獄の安寧秩序を保持する爲め囚人の獄則

違犯の行爲あるものを懲罰し得るを事とするも亦不穩當にあらざる可し茲に於てか余は拘留料を以て現行懲罰法に代ふる處の改正懲罰法に充んとするものにして又前に列記したる現行懲罰法の弊害缺點等を除却し得ん然れども一利一害は數の免れざる處要は比較的有益ならんと云ふにあり而して改正懲罰法は本刑執行の満期の翌日より執行し數個の獄則違犯者には各併科するは違警罪と同じくせん

或は余が改正懲罰法を非難するもの曰く斯くては監獄經濟を知らざるの論なり又本刑以外に永く監獄に拘禁するは良民を拘禁する不法行爲なりと而れども余は多少の費用を要するも監獄としての主義目的を達するを得ば何ぞ憂ふに足らん個は之れ一を知て十を知らざるもの又良民を不法に拘禁するなりと云ふも敢て然らざるのみならず聞く處に據れば改正刑法案には未了年囚には期間を限り其期間の範圍に於て一種條件付の不定刑期を採用せんとの説もあることなれば非難も敢て杞憂の價値なし斯る非難に付ては余は不日須く詳論する處あり

らん

### ○小言片々

滋賀里 人

○看守教習の聲漸く高く相成候得共之が上官たる看守長にして能力乏しきもの、多々有之候間は決して監獄改良は六ヶ敷存候情實を排して伴食の士に一撃を加へ候得ば面白き現象と可相成候監獄に比較的才能の人物を得難きは當に事業其者の爲めにあらずして伴食者流の爲めに榮達の途を杜絶せられ居る故に候はずや

○看守長若くは看守等にしてせめて一監獄に十年以上勤績のものには年功加俸の御詮議は出来間敷哉切望に不堪候

○監獄吏員の他管出張は殆んど禁せられたる現象に有之候得共各監獄就て改良進歩のゆけがけ功名せんとする今日此頃願くは此禁足令を弛ふせられ度去れどあながら開放主義には無之候前號紙上水戸監獄齡堂君の所説最も里人が意を得たるもの

に候

○看守養成に就ては各監獄若々歩を進め居られ候事とは存候得共未だ其運びに至らざる向無之歟と寒心に不堪候

○典獄會議の際に於ける隨行者は其筋に於て指示の方針も可有之に付ては可成其主務の主腦者を集められ候様豫め指定を願度司法省に於ても時々課所長の腕試しも何かの御参考と可相成と存候されば全國事務統一上にも便宜多かるべく思考致候又年々一二回は最近府縣主任會議も今日監獄改良事務統一上頗る必要と存候實行御認容を切望致候

○由來監獄官吏には猜疑執拗嫉視と云ふ事は最も慎まざるを得ざるも兎角不知不識の間に囚人魂性に感化せられ漸く天心爛熳てふ氣風の消へ失せるかのよふ思はれ申候猜疑執拗嫉視は共同一致の敵に御座候

○事務敏捷協力一致は課所を廢して主任制とするに如かず小監獄に於て遲疑事の拂取らざる主として區々たる課所の競に過ぎずと存候典獄は自から主任を督して即決以て事務の簡捷を計られんとを

希望致候さすれば自から看守長の冗員も見出し可申候

## 統 計

### ○懲治場留置に對する司法當局者の有害無益論と懲治處分の趨勢

進藤 正直

野々山檢事正の犯罪談が、十一月十日發行の法律新聞、第三百八十八號に載せてあるが、其後段に於て、懲治場留置に關し左の如く言つて居る。

#### ●佐賀地方裁判所檢事正野々山茂氏談片

(前略) 私は懲治場留置に害あつて益のないものであると云ふ持論で懲治場に留置すると云ふとは遣らない此の持論は私が佐賀に於て或る日曜日に輒に出掛けした途中五六人の子供が集り一人の子供を荒縄を以て括り叩き居るのを見て何故か知らないが餘り亂暴だと思ひナセそんな亂暴のことをするかと思つて見た所が伯父さん喧嘩をするのではないと言つたソコで段々調べて見た處が其中に皆つて懲治場に遣入つて居つたも

のが判つて其者が發頭人となり斯かる遊びを爲すものがあつたので深く懲治場留置の弊害を認めたそこで彼等に廿錢の銀貨を與へて菓子でも買つて他に善き遊びを爲すべく諭した勿論子供に金圓を與ふることの善くないことは知つて居りますが……▲私は前申します如く懲治場留置と云ふことは反對で遣らない主義であるので三年前武雄の温泉宿の少女が數度特盜を遣つて其中には三十圓の價額のものもあつたので檢事局でも今度は何とか處分を爲さなければなるまいと云つたが私は其時も不起訴として深く之を諷めて放免し武雄の署長などにも彼女の行狀を嚴重に監督する様頼んで置きましたが其後には別に悪いことも仕ない様である云々

之を一讀するに、野々山檢事正は我懲治場を以て、絶対に不信用のものとし、現に懲治場留置は、遣らぬ主義であると云ふのである。而して該記事、懲治場留置の弊害を深く認めたと云ふ事實に就ては、吾人之を監獄當局者の爲に遺憾とするのであるが、全國の懲治場は、果して同檢事正が言はるゝ如く、危険であるか否や、又一般當局者に於ても、懲治場留置を以て、而かく有害無益であると思慮して居るか否や、余は此機會に於て、少しく我懲治場の有權並に懲治處分の趨勢如何を

觀察して、司法當局者の爲に、聊か參考に供した  
らんと思ふ。

試に監獄統計年報を繕いたらば、何人も懲治人  
の事實が、甚だ不平均であると云ふことに氣付か  
るゝであらう。蓋し或る地方の如きは、新入者殆  
ど百に達するの多數を示せるも、某々地方の如き  
は、最近數年間、只一回も該出入表に記載の事實  
がないと云ふ有様で、其不平均も亦甚しいのであ  
る。勿論懲治人は、人口幾干に付幾人とか、或は  
四人幾人に付幾人とか云ふ様な割合に、各地必し  
も其事實があるとは限らない。が併し幼年囚が百  
と五十とある以上は、大數觀察上、如何にしても  
一人や二人の懲治人がなくてはならぬ筈である。  
殊に當局者が同一方針であつたならば、甲乙地方  
を異にしたからとて、斯程の大差を見る可しとは  
思はれない。蓋し懲治處分の如きは、裁判官其人  
の手加減一つで、實際はドウにもなる。而して嚴  
酷主義の人と、寛大主義の人とに由り、幼年囚の  
割合に、懲治人が多かつたり、或は少くなかつた  
りするのである。左れど之は局外から、兎や角容

限する限りではないが、所謂違らない主義に至つ  
ては論外で、其根柢が懲治場其もの、不信用に在  
るが故に、寛嚴も何も無い、全く手加減の範圍を  
脱して居りやせぬかと思はるゝのである。前にも  
云つた出入表中、零の地方の如きは、恐くは皆此  
遣りない主義に支配されて居る所であらう。乃ち  
此主義の存在は、監獄當局者の最も迷惑に感ずる  
處である。  
懲治場は固より獨立のものではない、之が抑も不  
信用を買ふ原因で、如何にも無理ならぬ處ではあ  
るが、彼の感化法は有れども無きが如く、僅に二  
三府縣の間に、名ばかりの施行を見て居ると云ふ  
憐れな有様であるから、物の四五十年たつて、全  
國に於ける感化事業が大に發達するまでは、姑息  
ながら、監獄の居候たる懲治場を、面倒見て行く  
より外あるまいと思ふ。監獄當局者は此點に就て  
深く考慮の上、歐米の制度を參酌し、分類的拘禁  
の方法に依り特別監、即ち懲治人は懲治人のみを、  
最寄りに收容するの最も得策なるを思ひ、先づ  
川越分監を以て特別懲治場となし、學校的設備の

下に、感化院的教育を試みだしたのは、實に數年前の事  
である。然るに當局者の銳意熱心なる盡力に依り、  
着々として良好なる成績を呈し、今や同分監は、模  
範的一大懲治場(十月末日現在  
男百九十二人)たるに至つた。其後  
此特別監は漸次處々に設けられ、現在十數ヶ所の  
多きに達せるが(特別監の所在等は十月分本誌上  
未成年犯罪者と特別監なる記事に詳かあり)近く  
は又洲本懲治場に於ける感化船(廢艦鎮遠號)の  
如きを見ても、監獄當局者が未成年囚殊に、幼年  
懲治人の感化教養上、如何に苦心慘憺たるものあ  
るかを窺ふに足るであらう。

左れど右の特別監は、經費其他の都合に依り、未  
だ全國には及んで居らぬ。又其區域内の地方と雖  
も、留置期の短きものは、其地に於て執行するの  
例であるから、一部分の懲治人は、今猶野々山檢事  
正が申された様な、不成績を見ないとも限らない。  
それは今日の場合是非も無いとして、概して云ふ  
たならば、今日の懲治場は、最早十年前の牢屋的  
懲治場ではないのである。

が、是れより一般司法官が、懲治場留置に對して、  
實際如何なる方針を取りつゝあるかを見る可く、  
先づ最近十年間に於ける新入懲治人と、新入四人  
どの割合を擧ぐれば、

明治二十九年	五五九	三人	三一・八
同 三十年	五三四	三人	二・九六
同 三十一年	六二三	三人	三・四二
同 三十二年	四二〇	三人	二・七七
同 三十三年	三四〇	三人	二・一一
同 三十四年	二八八	三人	一・六九
同 三十五年	三四六	三人	一・九二
同 三十六年	四二八	三人	二・三六
同 三十七年	四二七	三人	二・六九
同 三十八年	四四八	三人	三・七六

斯様な有様で、明治二十九年の新入懲治人は、五  
百五十九人であつたのが、中程に至り二百臺に下  
り、其後は又段々殖えて、最近三十八年には、四  
百四十八人に達した。即ち實數に於ては、十年前  
に比し、百十一人を減少した譯であるが、纏て新  
入四人との割合を見るに、四人千人に付、三人一

分八厘より、三人七分六厘に増加したのである。  
 さて更に其留置期を比較せんか、實に驚く可き大  
 變化を示して居る。但し明治三十一年以前は、留  
 置期の調査を缺くが故に、三十二年の新入懲治人、  
 四百二十人に就て其割合を見るに、

留置期一年以上は……………九十三人六分  
 留置期一年以上は……………六人四分  
 同 一年以上は……………六人四分  
 と云ふ有様で、十中の九分以上は、一年未満であ  
 った。處が其後漸く一年以上の長期者増加し、遂  
 に一昨三十七年に至り、

留置期一年以上は……………四十五人四分  
 同 一年以上は……………五十四人六分  
 同 一年以上は……………五十四人六分

なる割合を示し、一年未満は、六年間に半減とな  
 れるに反し、一年以上は九倍の大増加、即ち實に  
 過半数を占むる様になつた。其變化も亦實に非常  
 ではあるか。  
 蓋し留置期は、長いだけそれだけ、懲治上便利で  
 ある。之れは實驗上の教訓に基いたので、被留置  
 者に對しては、一寸氣の毒の様ではあるが、病院  
 の方から云ふと、期限が來れからと云つて、ヤレ

ソレと未だ歩けませぬ病人を、追放す譯には行か  
 ぬ。其旨趣に於て不定期刑をらぬ不定期留置は、  
 醫師たる監獄當局者の、最も希望する處ではある  
 が、刑法上の規定は、今如何ともすることが出來  
 ないから、せめては其限度、即ち十二歳未満の者  
 は満十六歳まで、又十六歳未満の者は満二十歳ま  
 での最長期に處する様、一に司法官の思慮ある裁  
 斷に依頼する次第である。  
 尙ほ右の事實を一層明瞭ならしめんが爲に、最近  
 十年間に於ける、全國平均一日の懲治人、並に年  
 末人員を掲ぐれば實に左の通りである。

明治二十九年	一八八	一五七
同 三十年	一五八	一八五
同 三十一年	二〇五	二一三
同 三十二年	一八五	一七四
同 三十三年	一五九	一四四
同 三十四年	一四七	一五二
同 三十五年	二〇〇	二一五
同 三十六年	二四九	三六一
同 三十七年	四〇五	四五六

明治三十八年 五〇九 五五四

即ち十年前に在りては、平均一人の留置期が、僅  
 に六ヶ月であつた、それが十年後の今日は、殆ど  
 其三倍、即ち一年半の長期とあつたのである。

此規則正しく、殊に顯著なる趨勢を以てすれば、遠  
 からず、留置期一年未満の者は、見ることが出來  
 る様になるであらうと思ふ。而かも此現象は、司  
 法當局者の最大部分が、懲治場に對する信用の、  
 益々大なるものあるを證據立てるものではあるま  
 いか。若しも野々山檢事正の慨歎せらるゝ如く、  
 有害無益であるならば、監獄當局者が如何に獨り  
 で骨折つても、トウの昔、全國の懲治場は明菓に  
 なつた筈である。

要するに今や監獄當局者は、多數司法官の同情と  
 指導と助言とを得て、懲治場即ち隠れたる感化院  
 の改良發達に、全力を注ぎつゝあるのである。所  
 謂遣らない主義の方達も、希くは此趨勢に鑑みて、  
 機會あらば是非、特別監の視察を遂げられんこと  
 を希望する。而して其真相が知れたらば、有害  
 無益論の如きは、自ら消滅するであらうと思ふ。

▲附記 昨三十八年中全國に於ける、新入懲治  
 は左の通りである。

東京	四〇	横濱	四〇	千葉	一七
水戸	二	宇都宮	一〇	浦和	二
前橋	六	静岡	四	甲府	二
長野	一四	新潟	一一		
(以上東京控訴院管内)					
京都	二〇	大阪	七六	奈良	一
神戸	三九	大津	四	和歌山	三
徳島	三	高知	一三	高松	一
(以上大阪控訴院管内)					
名古屋	三二	安濃津	一	岐阜	一
福井	二	金澤	三	富山	一
(以上名古屋控訴院管内)					
廣島	一七	山口	九	松江	二
松山	二	岡山	一	鳥取	一
(以上廣島控訴院管内)					
長崎	二〇	佐賀	六	福岡	五
大分	一	熊本	三	鹿児島	二
宮崎	一	那覇	一		
(以上長崎控訴院管内)					
宮城	六	福島	四	山形	四
盛岡	一	秋田	八	青森	一

(以上宮城控訴院管內)  
 函館 二 札幌 七

根室 1

(以上函館控訴院管內)

明治三十九年十月末日現在全國在監人員監獄別表 (△減)

監獄名	囚人	懲治人	刑事被告人	別房留置人	乳兒	合計
關東區	六五四	五	七五二	一七	一	一,四一六
東京	一,一三二					一,一三二
市	二,〇三三					二,〇三三
巢鴨	一,四六四					一,四六四
橫濱	八三五	二七三	四九	三二		一,一五八
浦和	一,二二三		六五			一,二九三
前橋	八七六		九〇			九六八
千葉	八六五		五一			九一九
水戸	六七九		一〇三			七八二
宇都宮	四二四		一四			四三八
甲府	一,三五三	二四	八六			一,四六六
長野	一,二二三					一,二二三
小澤	七四六		四二			七八八
東海區	一,六三五	三三	九六			一,七六五
名古屋						
安濃						
津						
北陸區	九一三	四	三五〇			九五三
新瀉	四四二	三	三二			四七〇
岐阜	六一九	四	三三			八五四
石川	八五九	四	五〇			九一四
富山	三一五	一	三三			三五〇
金澤	五三八	三〇	三四			六〇三
福井	三〇九	一	二九			三三九
東北區	一,〇五七	一	一八八			一,二四九
宮城	一,〇三〇	四七	一〇〇			一,一八一
青森	四二四	二	四〇			四六六
岩手	五一八	一	四八			五六八
山形	七一五	四	五六			七七五
秋田	七〇八	四	九五			八一
西區	一,一三二	一〇	一一五			一二五八
京都	二,五二六	四	三〇四			二,八五二
大阪	二二六	一	二二			五七八
和歌山	六三三	三	一九			六三七
奈良	五九九	三	一九			六二五
神戶	一,六五九	一	一六九			一,九四八
廣島	一,〇三五	四	三九			一,〇八〇
山口	一,六〇〇	一	一五八			一,七八〇

監獄名	囚人	懲治人	刑事被告人	別房留置人	乳兒	合計
靜岡	九一三	四	三五〇			九五三
藤枝	四四二	三	三二			四七〇
北陸區	六一九	四	三三			八五四
石川	八五九	四	五〇			九一四
富山	三一五	一	三三			三五〇
金澤	五三八	三〇	三四			六〇三
福井	三〇九	一	二九			三三九
東北區	一,〇五七	一	一八八			一,二四九
宮城	一,〇三〇	四七	一〇〇			一,一八一
青森	四二四	二	四〇			四六六
岩手	五一八	一	四八			五六八
山形	七一五	四	五六			七七五
秋田	七〇八	四	九五			八一
西區	一,一三二	一〇	一一五			一二五八
京都	二,五二六	四	三〇四			二,八五二
大阪	二二六	一	二二			五七八
和歌山	六三三	三	一九			六三七
奈良	五九九	三	一九			六二五
神戶	一,六五九	一	一六九			一,九四八
廣島	一,〇三五	四	三九			一,〇八〇
山口	一,六〇〇	一	一五八			一,七八〇

第拾九卷第拾貳號

統

計

四七



強盗	一五	四五	六〇	二〇	一六	七
強盗	二四五	三八	二八三	三三	二四	一四
強盗	六七	三	七〇	二二	一一	一〇
強盗	二二、四三一	八六九	二、三〇〇	三五	九八	二、五八六
強盗	二五三	二	二五五	二	七八	四三
強盗	三九	二	三九	一〇	一八	一一
強盗	四〇一	一一	四二二	七	四九	二九一
強盗	四、〇三五	一五	四、〇五〇	一	二九	四三
強盗	一〇	一〇	一〇	四	一四	七
強盗	三、六〇二	一〇八	三、七一〇	六五	八一	七一九
強盗	四九〇	六〇	五五〇	三三	一五七	二九
強盗	一、九二五	五〇八	二、四三三	一一	三八	四六
強盗	六一	一九五	六一	四	一	二五
強盗	八四八	八四	一、〇四三	九八	五	五、〇一四
強盗	一、五三三	八四	一、六一七	六〇	一七	七一九
強盗	四六、三四八	二、七二〇	四九、〇六八	三三七	六〇〇	一一、三八六
強盗	計	計	計	計	計	計

救護事業

○橋本保護園

安松 虎雄

同園は前橋市天川村に設けられ前橋監獄看守橋本園太氏一個の經營に係り其居宅を以て寄宿所に充てられたり同氏は元市會議員の名譽職を奉じたる人にして前橋監獄に就職後免囚保護の必要を認め専ら獨力を以て事業に従事し最も熱心に最も誠意を以て今日迄十有年餘を経過し保護を加へたるも

の實に百二十名以上の多きに及び聞く此間に於ける種々の出來事は事業の進行上大なる障害を來したる事少なからざりしも氏は更に之に屈せず堅く初念を持續して能く百難を排し且つ少なからざる私財を擲ち一意只だ被保護者の成績良好ならん事を計り滿腔の熱情を注ぎつゝあるの効果は空しからず總被保護者中成績不良に陥りしもの僅に五名に過ぎず其他は何れも世人の信用を得て相當の生活を立て全く良民に復歸せり就中茲に特筆せんと欲するものは被保護者にして高崎聯隊に入營し日露戰役に従軍したるもの貳名あり内山崎某は名譽の戰死を爲したる殊勳により金鷄勳章功七級に叙せられたるの一美事とす而して現行被保護者五名にして被保護者は可成年若者を撰び保護の方法は總て自立獨行の慣習を養成するを目的とし毫も外觀形式に流れず或は活版業の職工に或は農家の傭役に或は氏と共に桑園を耕す等夫々一定の業務に就かしめ夜間は眞の一家族同様寢食を共にし被保護者は主夫妻を呼ぶに父母を以てし主夫妻の子を以て之を視ることゝし其情愛の濃厚なること恰

も骨肉の親子たるが如し故に遠近各地に散在するものと雖も常に絶へず音問を爲し時々或は遠方より主夫妻を招て報恩の意を表せんと請ふもの亦少なからず昨年大觀艦式舉行の際の如きは横濱居住の某より旅費を送りて主婦の來觀を強ひ東京迄送迎を爲せりと云ふ兎に角同氏が全く獨力を以て多年此業の爲に貢獻せらるゝの功績の當に被保護の幸福たるのみならず間接に國家を利すること決して尠少なからざるかり希くは永遠に猶一層の大成を期せられんことを祈る

因に云橋本氏の保護事業に關し同地の伊藤辯護士は直接間接大に助力を與へらるゝ趣にて余が訪問せし當日も來園しありしを以て親しく事業の經過現狀等を聞くを得たり保護事業の爲め同氏の同情を感謝すると共に世に益篤志家の輩出せんことを望む

○宮城監 免囚保護勸誘

老練なる畑典獄の音容は久しく聞くを得ざりしが氏は出獄人保護事業の振はざるを慨き頃者左の趣

意書に奥羽六縣の新受刑者表、明治三十九年八月末日現在囚人の犯數別、刑名、刑期別、罪質別及明治三十八年新受刑者の市町村別等の四表を添へ警察官郡市町村長に贈り出獄人保護の忽諾に付すべからざるを説示せりと云、吾人は全國監獄當局者の斯る考案の一日も速かならんとを望むものなり

免囚保護に關する趣意書

再犯豫防上出獄人保護の必要を認め茲に卑見を述べて警察官郡市町村長各位の熟考を煩す

熟々犯罪行為の因由を尋ぬるに道德心の未發達若くは缺乏に依るべしと雖ども家庭の不良又は境遇の否運之れが素を爲すもの甚だ多しとす故に一たび過りて法律に觸れたるものは一定の刑期間監獄に收容し薰陶教誨改悛を獎勵すも雖も出獄の後尙ほ其家庭は舊に依りて圓滿を闕き又は嬰るべきの親戚なく頼むべきの故舊なく東に奔り西に走るも職を獲身を立つるに由なく境遇常に否運を脱する能はざるに於ては再過なからんと欲するも豈夫れ得べけんや

此狀態に委して顧ることなくんば再犯は累ねて三

犯四犯に至り習慣終に痼癖と爲りて回復すべからざるに至るべし

加ふるに現今地方の狀態は犯罪行為を憎惡するの餘出獄人を嫌忌擯斥するの情強く甚しきは法律上扶養の義務を有する父子兄弟に向て其歸宅を拒絶し監獄に對して終身之を拘禁せんことを乞ふものあるに至る出獄者として如此社會に身を立つること亦既に難事なりと云ふべし

明治三十七年刑事統計を調査するに奥羽六縣中新受刑囚人は宮城縣二千二百九十八人福島縣二千六百十三人岩手縣千七百七十五人青森縣千二百八十八人秋田縣千六百十八人之を同年末現在人口に比例するときは人口千に對し新受刑囚人宮城縣は二人五分秋田縣は一人九分福島縣は一人八分青森縣は一人五分岩手縣山形縣は共に一人四分にして即ち犯罪者の多きこと宮城縣は第一位を占むるものなり(別表第一)教育の普及府縣の上位を占むる本縣にありて如此多數の犯罪者を見るは實に遺憾とする所にして而かも犯罪の減少は惟り教育の普及にのみ待つべきものにあらざるべし

又本年八月末日當監獄及各分監現在囚人に就き調査するに初犯は四百四十四人再犯以上は五百八十二人にして即ち百分中の五十六、七は再犯以上に屬す(別表第二)若し夫れ出獄者に對し隣里郷黨之れに一片の同情を寄せ親戚故舊之れが訓誨指導を厚ふせしからば如此多數の再犯を見るに至らざるべし

故に今の計を爲すに

第一 専ら一般人民が出獄者に對し之を忌避擯斥するの觀念を排除するを努むる事最も急務なりと信す

第二 其方法としては郡市町村に於て衛生會其他各種の講話會等開催に際しては成るべく之を利用して出獄人に對する同情を喚起し其保護誘導の必要を説示するを要す尙ほ進では神佛祠宇寺院其他一家一人の祭事法會等に際しても神官僧侶に囑して之を説示せしむる亦其手段の一なるべし

第三 刑期滿限監獄に於て釋放するもの毎年二十人以上の多きに達す市町村に於て悉く之を保護

せんとするときは煩雜を極め容易の業にあらず事煩雜に涉るときは周到を期し難きは理の當に然るべき所なり故に監獄に於ては彼等在監中の行狀を精査し改悛の見込あるものに限り其性行技藝特長等を詳記して警察官署に通知し警察官署は更に居住地市町村長に通知を爲すべし即ち此通知を爲したるものに對しては市町村長に於て特に誘導保護を與へられんことを望む

第四 就中未成年者殊に十六歳未滿の者に在りては其保護者たる父兄其他尊族親ありと雖も多くは其保護監督の不充分なるが爲め再三犯罪に陥る者あり是等にありては警察官又は市町村長に於て特に其父兄等に對し注意戒飾を加ふるを必要なりとす

第五 保護出獄人には市町村長に於て専ら授職の方法を講ずるを要す故に市町村其他公其事業の勞役には勉めて保護出獄人を使役し尙ほ一般人民の事業に對しては保護出獄人を使役せしむるの注意あるを要す

第六 保護出獄人にして其業務を怠る乎又は不良

の徒ど伍することを認知せしときは警察官又は市町村長は直ちに之れに戒飾を加ふるを要す

第七 保護出獄人に對し監獄より給與する工錢及所持金にして其旅裝旅費を支辨せし殘餘は本人に交付せず市町村長に送致するを以て市町村長は郵便局又は銀行等に預け入れしめ尙勞働賃金の殘餘等も同じく預け入を爲さしめ其通帳は市町村長の手元に保管するを要す而して其支出に對しては能く其事情を審査し己むを得ざるものにあらざれば之を許さず勉めて利殖の觀念を誘起するを要す

第八 此保護は生活の方法確立し再犯の虞なしと認むるまで之を存続するを要す

以上八項の方法を實行せしときは再犯豫防上大に効果あるべしと信す但第三項乃至第八項は選拔的保護にして出獄者全般に對するものにあらざれば周到なりと云ふを得ず然れども今日の形勢俄かに全般に對する保護を希畫し萬一成效を見ざるに斯業の前途に大なる障害を與ふるを以て先づ今日に在りては選拔的保護を行ひ着々其成效を見た

る上に於て更に全般に對し保護方法を講ずるの他なかるべしと信す

是各位の熟考を煩すの梗概なり幸に各位の賛成を得實行の運に至らば犯罪を減少し社會幸福増進の一端たるを得べし尙ほ之に關し考按を有せらるゝ向は垂示を惜まるゝ勿れ

雜 組  
はがき投書  
を歓迎す

●小兒の疾病虛弱は多くの場合父母の不注意に因るものにして失明原因の十分の四若くは五分は分娩後一二週間其嬰兒の衛生に注意せざりし結果なりと云、盲目は姑く措き他の病弱兒童に至つては彼等就學年齢後と雖も充分の日光、清淨の空氣、多次の入浴、良好の食餌とを與ふるときは之を強壯に化するを得へし現に獨逸のマンハイム市は此の目的の爲めに改善學校なるものを設け改善方法を施したるに非常の好結果を來し虛弱若くは低能の兒童にして體質及精神を全然一變し通常の國民學

校へ入るを得るに至りし者少からず而して同校は重きを入浴、體操、食餌及遊戯に置き、特に遊戯は光線の射入豊富なる室内又は戶外に於て之を爲さしむるものなりと云特殊學校なりとて一般の學校と差異なきが如しと雖も亦多少參考の價値をせしとせず幼年監の當局者兒を持てる母の注意を要求す……………(兎耳生)

●宗教は情の上に成立するものなりとの説は陳腐なりと論する者あり予も之に賛す然れども情の上に成立するにあらざるに同時に理知の上に成立するものなりとの断定を爲すを得ず智情意が完全に發達し圓滿に調和するに於て始めて宗教眞理を悟ることを得るものあり而して佛教は最も理知の部分を包含するものなりと信す監獄教誨問題に就て宗教専門家の河野氏の所論頗る聴くべきものあり之に對する香川氏の論調亦割切なりとす素より倫理的理性の立脚地よりしても發達したる智情意を捧けて至誠に達するを得へけん、然れども予は信仰に依りて得たる精神は一點私心なく完璧なる至誠なりと爲すものなり、敢て兩氏の説を上下す

るものにあらず時流に媚ひす大に妨めたるの勞を謝す兩氏首肯するや否や(若浦一島山法界坊)

●安倍磯雄氏人物の意義を論して曰く事業の壯大なるや、高位高官に陞るが如きや、半は以上運命の左右する所にして人物の價値を評するに足らず、運命は天也僥倖也、人格は人也、自力也、運命を以て人物の價値を決すへからざるは自明の理、然らば人物の標準如何、犠牲也、獻身也、人の爲めに闘るの精神なくんは空の空なるもの、み此精神なくんは以て人を動かす能はず此精神は何人も之を得能ふかり予は之を以て萬民に通して最も健全なる標準なりと信すと論旨往々時弊に中る、法華に曰く一心欲見佛、不自惜身命苟も眞理を徹見し眞理を遂行せんとする者焉を菩薩的獻身的行爲に因らすして他に良道あらんや神と名け佛と稱し天理と謂ふ權兵衛八兵衛豈關する所ならんや要するに宇宙と我心とを一致せしめて着々歩を進むるに外ならず安倍氏の所論近來の雄篇爲めに鬱憤を霧消し得て憶はず快哉を叫ばしむ……………(芳村生)

●釋宗演師曰く近時往々成功と云ふ文字を誤解す

る者あり成功と云ふ事は實に耐忍、規律、剛健なる意思、快活なる精神等を抱持して、塵の積つて山を爲すが如く蓄積に蓄積の功を重ねるが最大要義なりと、權門に媚び主義を枉げ叩頭幾番して名利に汲々とし、退て家門に威張り弱者を睥睨して自ら得々たる痴漢須らく這個知言を煎じ水を交へず砂糖を用ひず能く味ひて服用すべし……………

(和歌山、消閑生)

●代議士竹越與三郎氏「歐米列強國民の特長」を述べて、米國は企業的精神に滿ち、英國は自重心に富み、佛國は才智を有し、獨國は科學的精神に長所を有す、尤も米國は俗臭を帯び、佛國は國老ひ人衰へて寂莫古戰場を弔ふの感あり國民は頗る消極的、獨國は模範的國民たるを免れず、然らば今後日本國民の執るべき方針は如何にすべきか胸中釋然たるものあらんと語れり予は信ず英米の特長を併有せんと敢へて讀者の感想を問ふ……………

(敢爲生)

●小兒科専門弘田醫學博士、富豪三井の請に應じ小兒を往診す容體極めて重患なり仍つて主人の立

會を請ふや家扶三太夫大に當惑し曰く「主人は今方に寢に就きたれば其事甚だ難し」と博士大に怒りて曰く「假令富豪とは云へ其愛兒の大患に當りて臥床より出て來る能はずとは何事ぞ」と席を蹶つて出づ爾後再三再四懇請するも診療を肯かず「彼な病家は大嫌じや」と技術は平等なり貧富に匙加減あらんや名利の爲めに節を售る者溜々たる世の中、博士の意氣愛すべし……………

(傳聞生)

●德富蘇峯氏は旅行するや必ず同一なる書東三通を認む其名宛人は誰ぞ一は逗子の父母に、一は其主幹する國民新聞社へ、他の一は妻子の許へ送るものなりと云、達筆の人にあらざるよりは何爲ぞ斯の如くなるを得んや人往々蘇峯氏を以て變節者となす之れ短見者流の邪推ならざるか蘇峯氏は實に斯くあるべしと信じたることを斷行するに遲疑せず予は好んど氏の叢書を読み爾か信するに躊躇せず同文三通是れ優しき天真ならずや……………

(同人)

●平和の一年も將に旬日を以つて終へんとす吾人活動の天地は茲に熄み茲に開けんとなす新に展開し來れる關東旅順の獄界は何如羸ら獲たる樺太の

風俗は何如、監獄協會子冬季の公暇を利用し遍歴するの勇なきや雜煮餅に胃腸を驚かすは奮闘的男兒の能事にあらず東天紅を告ぐるとき新領地の風雲に乗じて一閃の光明を齎すを得ば獨吾人の福利のみにあらず希くは春陽の壇上燦爛たる年だまどかりて輝かん……………

(渡邊痴蝶)

●金錢を貯ふるは難し金錢を散するは金錢を貯ふるより難し富豪にして金錢を散するに意を用ゆるなくんば守錢奴に劣れり這般富豪古河百六十萬圓を東北大學建設に捐つるあり住友亦阪地に圖書館設立の舉あり較々金錢を散するの道を知れるものと謂ふべし一生一代の事であるからと稱して八萬圓の還曆宴を開くと雲泥の差ありと謂ふべし社會事業の爲めにする義務を知れる者は刻苦を重ねたる者に多く株屋連に少しこれ何故ぞ……………

(大阪生)

●土浦中學生秋季運動會に酒樽と猩々の山車を曳き出し、曳く者は赤襦袢に鬱金色唐縮緬の袴を掛けたる醜業婦に假裝し車上に在る者はヒョトコ面を冠りて馬鹿囃しの狂態を演じ同地の一大問題となれり學生の分際を以て文明の假面を冠りし野蠻

的行爲を爲す教育界の爲め痛憤すべき事と謂ふべし社會事業の勃興に伴れ慈善演劇慈善音樂の美名を售り口腹を滿たす痴漢あり爲めに眞僞轉倒玉石混淆、遂に事業の進路を阻害することを少らず……………

(足立基)

●労働は神聖なりとの金言は米國に於て最も發揮せるを見る博士穗積陳重氏米國聖路易博覽會觀覽の所感を述べて曰く、セントルイス博覽會の面積はパリ博覽會の面積に四倍せり觀客は其廣場を乗車して見物することを得然るに其車を押す人物は立派なる男兒のみにて毫も野卑の舉動なし、怪しみて其車夫連の種類を糺したるにいづれも同國の大學生なりしと、父兄の脛膺連耻づる所なきか……………

(自省生)

○特志なる清國青年と其詩

清國湖南の人廖維勳氏、曩に志を樹て、我國に遊び法學を趙町區法政大學に學びしが、思ひらく清國開發の途は擧て數ふ可からざるも、政務刷新や文教興振や、社會の表面に表はれたる事業は他に

之れに當るの人多く、又た必らずしも難事にあらざるも司獄の事に至りては其の人に乏しく又容易の事にあらず況んや一國文化の恩澤は、彼の隠れたる不幸の犯罪者に及ばざるべからざるをやと、自ら清國に於ける監獄改良の任に當らんことを期し、志を具して公使楊氏に謀り、其紹介を得て東京監獄に來訪せるは明治三十八年九月の事あり、爾來一年有餘の日月、實務を廳員と共にし、傍ら市谷、巢鴨、小菅の諸監獄を訪問して、已決囚作業の實況を視察し、諸課執務の順序より來監人戒護の方法に至るまで、其一般を習得し、尙其蘊奥を究めつゝありしが去月下旬突然歸國の命に接して、其二十八日歸途に就けり、其發するに臨み、藤澤典獄初め廳員一同深く氏が熱心を賞し、將來の壯舉を祝して之に古刀一振を饒す、氏厚く年來の厚志と義舉とを感謝し、將來清國に於ける有爲の司獄官たる可きことを約して去る、左に掲ぐるは氏が藤澤典獄に寄せたる訣別の詩なり。

各國獄界大放光明惟敵國監獄尙  
沿古制 僕有志未逮然心焉傷之乃

風の監獄制度を採用せるは之を以て嚆矢となす、  
今天津府知府凌福彭が日本監獄習藝所調査報告書なるものを得れば逐次之を和譯して掲載するごとしせり

○犯罪者習藝所設立に關する

奏文

直隸總、袁

犯罪者習藝所を設立し、并に之が辨理の情形を奏し、伏て聖鑒を祈る、竊に刑部の諮案を查するに、將來各省に於ける徒罪犯人は之を各地へ送致すること爲さず、刑期中之を一定の場所に收容して習藝せしめ、軍流犯人常赦の爲めに釋放を得たる者も均しく本地に於て習藝せしむるか、又直隸は軍流犯人の配所にあらずと雖ども、省内の者にして刑の軍流に相當する者は、之を配謫することを免れ、本地に於て刑を執行するか、或は定規に照して配謫するか、以上の事情詳細具奏すべしと、臣等事創始に屬するを以て留心事にあたり、敢て

以東海參佛爲題成七絶一首敬呈  
藤澤正啓先生教正并以留別  
曠觀世界光明極 回首蒼生苦厄多  
願借慈航三百萬 同趨孽海到波羅  
孔子紀元二千四百五十七年十月  
廖維勳拜贈

○天津習藝所設立情況

一國文化の反影たる監獄の革新は、夙に清國に於て其必要を感じ、曩に直隸總督袁世凱命を奉じて、獄制刷新の事を天津府知凌福彭等に委す、凌氏即ち天津道等と謀り、明治三十六年獄制調査の爲め我國に來朝し、親しく東京、市谷、巢鴨、小菅の諸監獄を遊歴し、司獄の精神と獄制の組織とを探究して、始末を總督に復命す、督總袁氏之を上奏して其裁可を受け、即時工を天津に起して、明治三十七年完く之を竣ふ、世に天津習藝所と稱せらるゝもの即ち之なり。其結構を東西の法制に參酌したりと謂ふと雖も未だ以て關明國の監獄たるに辱ざるの設備を有せりとす可からず、清國が歐

求詳を厭す、司道(按察司即) (或庶務係)を督して心を悉し、調

り其倍數を收容し、一習藝所へ常に四百名を收容するを以て經常と爲すべし、又囚人の食費は初年に於ては囚徒原籍地方廳より支辨せしめ、將來技藝の發達するを待ち、漸次裁減して習藝所より支辨することを期せん、所員の給料、並に藥餌器具備品等の費にして天津習藝所に屬する分は、育黎堂、教育堂の經費より支辨し、尙ほ不定額は賑振局より補助せしむ、又域省に於ては育黎堂、教養堂の設りなし、故に域省習藝所に屬する經費は總督府より支出す、習藝に要する敷地は、天津習藝所は教養堂内の地を以て之に充つ、事務室、工場、收禁場、浴室、醫室、病室、厨室、共に二百二十二室、此建築費二萬九千兩、所員の給料備品器械購入費三千兩其計四萬二千餘兩にして、既に賑振局より支出し、前年六月より起工竣工を告ぐ、又域省習藝所は豊備倉工巡局の兩所を改築して之に充つ、家屋二百二十六室構造は天津習藝所に均し、此改築費尙餘剩は所員の給料備品購入費に充つ、工事は前年十月より着手すと雖ども冬冷春凍の候に接し工事に便ならず、依て本年三四月に至らば竣工を告ぐべし、以上開陳する處の家の構造は堅固にして囚徒の管束を主とし、衛生に鑑み、教導の法は實嚴當を得勸懲併行ふ、之泰西文明國の獄制改良の要旨とす、前に獄制調査の爲め日本へ派遣せられたる天津府知府凌福彭の復命に依り、天津道等と協議を重ね、東西の法制を參酌して茲に獄制を制定し具奏す云々。

○十勝監獄 逃走及逮捕顛末

空寒ふして萬籟聲を潛め雪深ふして明月爲めに光を失ふ今日頃日十勝監獄の囚徒逃走及捕獲の顛末は頗る小説的にして參考する所少からず同地新紙に依り其事實を摘録す

北海道十勝監獄にては去月十四日看守三名附添囚徒三十四名に連鎖を施し同地第一農區に外役せしめたるが囚徒中二名は豫て隙合せしものと見え午後二時頃唐鐵を揮つて一名の看守の顛頂部を毆

打し其倒る瞬間兇漢は躍蒐つて看守の佩劍を奪ひ一目散に其場を逃走したり折柄後方に戒護せし騎馬携銃の一看守はスワ一大事起れりと短銃手に取り追跡せしが監獄より約半里を距てたる帶廣川近傍にて隠顯逃走せる兩漢は後振向くや暮然奪取せる刀を以て乗馬の脚部を薙きたるより看守は落馬したり兩漢はそれと見るより頭部目蒐けて斬付けしかは同看守は人事不省の状態に陥りたる刹那同看守の劍を奪ひ雲霞と逃亡せたり跡に残れる一名の看守は他の囚徒を引纏めて歸署し直ちに逃走の事實を報告したり茲に於て監獄にては時を移さず犯人搜索に着手せり

せる賣藥行商に向ひ自分は刑事巡查なるが何處に到る道路はなきか里程幾何など質問し逃失せたる賣藥商を追跡し脅迫して金三圓を奪ひ、それより又一農家に押入り刑事巡查なり食事の準備をせよと命したるも生憎黍飯かれはと答へたるを黍とては食へぬ米飯を出せと脅迫せるより某は不審ながら兩漢の舉動を見るに何れも刀を携へ居るにサテワ逃走囚かど覺りたる者から某は兩漢の隙を窺ひ有合ふ鐵瓶を投付けたるにそ一時は兩漢共に驚き其儘逃出したりしも再び戻り來り血刀を以て左右より某に斬付け一二合渡り合ひたる後折柄某の悴(豫備工兵伍長)は其騒ぎを聞付け飛込み來り父に斬込める刀身を不覺に握りたれば何かは堪らん左手掌指を深く傷付き止むなく父子二名は家外に逃出し大聲救を叫びたる爲め彼等は一物を獲す逃去り、更に止若方面に出で鐵道線路に沿ひ十七日夜半豊頃村の旅館高橋方に到り表口より自分等は刑事巡查なるか當家に止宿せる某は四百九十圓及物品騙取の嫌疑あれば速かに此處を開けよ拘引の爲め來れりと疾呼したるより同家にて戸を開くや抜

刀のまゝツカ／＼と二階に上り止宿人の室に到り其一人を縛し一囚人は室内に一囚人は室外に在りて脅文句を並へたるか止宿人は始めて強盜たることを知り金百二十圓と反物數反を横奪せられたり、二兇徒は直ちに前の線路を傳ひ十八日の朝浦幌に行き服裝を爲すべく買物を爲し同驛前にて食事を濟し停車場に向ひしとき同驛長は敏くも彼等を逃走囚徒と推知し同地駐在所巡査に通報したり然かも兩漢はそれと察し厚内方面に駆出したり時しも駐在所巡査は前夜強盜被害の旅館高橋方に臨檢し歸りて晝食中なりしが驛長の急報に接し時を來れど勇躍決死の覺悟にて妻子三名に訣別し直に浦幌停車場より線路に沿ひ追跡せんとせしが驛長は其單獨の追跡危険千萬なり驛員をして援助せしめん少時待たれよと強て止むるも巡査は一禮して其厚意多とするも余は余の職責上貴下の部下を煩すに恐びず且つ時刻移るは大に不利なり宜しく恕せよと言下に韋駄天走りに追跡したり一驛長も此勇敢なるに感じたるも共に後援隊の出勤を促し雖も速かに應ずる者なき爲め驛務の支障なきを程

度とし有志の驛員を輕便臺車に乗込ませ援助の爲め出發せしめたり一巡査の追跡する半里許なるの時巡査の妻女は夫の袂別の一言に勵み暫し沈思する所ありしが夫の身上氣遣はしく靜座すべきにあらずと女ながらも夫を助けんと雄々しくも裾引からげ線路方面に駆出したるが偶々線路を横斷せんとする三人の搜索看守に出會ひたるより大に喜び之を呼留め告ぐるに實を以てしたるに三看守は大に悦び直に足を前方に向けたるが茲に又偉大なる一看守は二看守の遅々たるを顧みず最大歩調を以てて駆付けたるが此時巡査は兩兇徒と刃を交へ鮮血淋漓の眞最中なり、最初巡査は追跡せること十數町將に前方に當りて白毛布を身に纏ひ綿ネルを以て頭部を包み共に風呂敷包を背負ひたる二名の男あり追及するも動ずる色なく高談しながら行きつゝあり巡査は一名を背後より抱き命するに風呂敷包を下さんとを以てしたるに柔和に之に従へり巡査は疑ひに疑を生じたるも油斷せず其風呂敷を檢せんとするや兩兇徒は態度を一變し「おい、ヤツクロー」の一言と共に左右に分れ齊しく巡査に飛

付きたるより豫て期したる巡査は之に應じ茲に一 大格闘は開かれたり巡査は左右の敵を對手に渡ひたるも一時其一名と取組み其下に敷かるゝや一兇徒は風呂敷より取出したる一刀を抜放ち巡査の頭蓋骨を眞向より斫付けたり巡査は二太刀を受けたるも一兇徒を跳飛し腰間の秋水を抜放つや其一刀は一兇徒の頭蓋骨を破り腦漿に達せり時恰も駆付けたる一看守は其有様を見るや一刀を以つて渡合ひたるも不幸前頭部に兇刃を受け一時斃るゝに至り巡査も亦氣管深く重傷を負ひ再び起つ能はざるに至れり、此の瞬間變を知りたる村民は四方より群がり來り遂に其一名を銃殺し一名を斬殺したりと云、斯くて北海の空を覆へる暗雲は遮られ大椿事は終結を告げたり吾人は巡査の豪膽勇敢なるを感謝し一看守の勇往果斷なるを頌す而して他の二看守の逡巡遲疑たりしを憾む、因に巡査はなか／＼の重傷生命の程も測り難し看守の負傷は何れも餘病を發せざる限り平癒も遠かるまじと云ふ

○救世軍の活動

救世軍の總指揮官ブリス大將は人も知る如く本年七十八歳の高齢にして勇氣壯者を凌ぐの概あり常に歐米の各地を歴訪して事業の發展を計りつゝありて歐米に於ける聲望は英國皇室は勿論論敦市廳は自由公民權を付與して其德望を表彰し曾て北米合衆國上院に於ては開院式の當日特に大將に祈禱を請ひ之を議事録に記して永く紀念すべき決議を爲したる程あるが氏は明春本邦に渡來すべく報じ來りたる由にて日本救世軍本營にても此の機を利用し事業の上に活動を試みんと目下種々協議中なるが本邦への渡來は單に一個宗教家の來遊として待つべきにあらずとて既に大隈伯の如き主として歓迎の任に當らんことを承諾せられたりと云而して日本に於ける救世軍は創業以來十一年を経過し若々事業の發展を謀る將來亦大に活動せん意氣込なるが現に實行しつゝある事業は出獄人保護、婦人救濟、下宿業、勞働紹介、木賃宿、飯屋、水夫館の七個にして皆信仰を基とし救を求むるものな

るが故に其成績極めて良好なり且つ昨今は滿洲に於ける墮落婦人を救済し北海の空に叫べる婦女窮民をも救済せり將來又事業を擴張せんことを期し韓國に伊藤統監を訪ひ替同を得滿洲に石塚長官を訪ひ勢援を得たればブース大將の來訪と前後して大に活動を試みん筈なり又米國に於て年々クリスマス祭を期し全國貧民を接待するに似ひ貧民慰問籠を募集し之れを貧民に配與し其他クリスマス當日には本所若くは深川方面の廣場を利用し一大天幕を張廻らし餅汁粉の類を貧家の子弟に施與せんとて目今山室軍平氏主任として勸誘奔走中なりとは頼もしき限なり、米國に於けるクリスマス當日の狀況を聞くに紐育邊にては豫め切符を配り置き其當日に至れば貧民は二三千人宛隊を組み巡查に伴はれて救世軍の大馳走場に來り各腹を肥したる上説教を聽き幻燈を見、聽て種々の物品を納れたる「慰問籠」を恵まれて歸り行くものにて其貧民の數無慮二十萬人に達すといふ其方法は多くの費用を要するものなるが故に米國の救世軍人は道路の辻に立ちて集金せるの中には新年の費用を節約

し貧者の爲めにとて其寄附金兩の中へ投げ込む人も少からず又二三千人も纏めてクリスマスの大接待を爲す際杯には棧敷代を拂ひて觀覽する人も少からず其代金は又他の貧民を賑恤する爲めに使用するものなり就て慰問籠とは何如なるものなるやと云ふに米國の例に倣ふこと能はずとするも或人の言ふ處にては、パン菓子に風船玉に羽根に蜜柑に救世叢書一冊其他の一二品を加へ一籠を作るとせば十五錢乃至二十錢にて足るべく兒女多き貧家への同情として恰好ならんと思付至極と云ふべし品物は必ずしも右の如きに限らず白米、餅、下駄、足袋、紙鳶、毬、小冊子、手帳、紙、筆、墨、繪端書、手拭、するめ、藥其他腐敗せざるものを可とすと云へり

### ○不良少年の狀態調査

内務省にては本年八月以來各地方官に命じて其管内に於ける不良少年の狀況等を調査せしめつゝありとは豫て聞く所なりしが略其報告纏りたるを以

て近々取締規則を定め感化院に入らしむべき者の外素行不良の少年は職業學校の如き授業所に入らしめ精神教育と共に實業的訓練を與ふる筈なりと云ふ近來不良少年の跋扈學生の墮落等年々殖へ行く有様なれば此種の計劃は極めて可希くは東京市より一掃すること最も急なり又問ふ内務の方針通り直に實行し得べきや現在感化院の數幾許職業學校の數幾何吾人は有名無實に終らんことを恐る

### ○静岡縣下の矯風規約

榛原郡川崎町仁田區第六番組にて左の規約を結び郷黨相共に誡めつゝあり此規約の結果として濱松分監に拘禁中の一窃盜犯者の父兄は郷黨の規約に依り入監を理由として絶交せらるゝを以て其犯者を分家したりと云ふ矯風の一端として嘉すべきが如くなるも極端なる處措は却つて矯風の精神に協はざるに至るなきか要は其中庸を得るに在り敢て識者の一考を煩す

第一條 賭博の爲め房屋を供與し若くは農作物及び薪類を竊取したるものあるときは五ヶ年

間其家を組外に排除し葬儀を除くの外祝儀不祝儀の交際を絶ち互に婚、養子及び嫁の披露湯貫等を爲すことを得ず

第二條 賭博を爲し若くは窃に他人の菓物を摘み落葉を掻き又は他人の繩張山に入り茸類を盗みたるものあるときは三ヶ年間其家を組外に排除して葬儀を除くの外祝儀不祝儀の交際を絶ち互に婚、養子及嫁の披露湯貫等を爲すことを得ず

第三條 賭博の爲め房屋を供與したることを知らざる兩隣家は一ヶ年間組外に排除して葬儀を除くの外は祝儀不祝儀の交際を絶ち互に婚、養子及嫁の披露湯貫等を爲すことを得ず

第四條 年齢十四歳以下の者にして第一條第二條の行爲ありたるときは其戸主説諭者の許へ召喚し戒飾を加ふるものとす

第五條 此規約は戸主非戸主男女を問はず本組内に居住するものに適用す

## ○熊本縣宮原警察署の留置人及出獄人所遇

○熊本縣宮原警察署

熊本縣宮原警察署にては昨年來留置人の處遇に意を用ひ署長は時々留置人に對し正義人道を説き再犯なからしめんことに努め衛生上に關しても取扱内規を定め傳染病流行の季節に於ては入場者の身體及携帶品に對し消毒を行ひ又拘留囚人及罰金換刑の四人には毎日一時間以内の運動を爲さしめ入浴は六月より九月までは五日毎に一回其他臨機に之を行はしめ差入食物は一々精檢し場内は留置人をして毎日二回以上掃除せしめ便器は毎朝洗滌せしむることゝし留置人在らざるときは使丁をして爲さしむ、出獄人に對しては戸口調査の際又は本人出頭の際に於て其動靜上に注意諭示し生業なき者には相當就業の途を得せしむるに怠らずと云、宮原警察署の處措は是れ職務上當然のことにして殊に珍として賞揚するに足らざるのみならず尙多少の缺點なきにあらざるも普通の處措をすら爲さざる警察署多き今日斯くまでの注意を拂ふに至りたるは吾人の感謝せんとする所あり

## ○禁酒の妙案

米國セントルイス市の一判事は禁酒策を案出し好結果を得たる由にて其方法は泥酔の罪に對して重き罰金を科し若し支拂はざるときは授産場に赴きて六十日間碎石の勞働に従事せざるべからざるとを宣告し此宣告と同時に若し尙後一年間禁酒を爲すの誓約書を呈出せば其刑の執行を猶豫すべしと言渡すなり、醉漢は多くは勞働者なるを以て重き罰金に堪へず従つて碎石業に従ふの苦を忍ばざるべからざるのみならず其工賃は罰金の代價として徴收せらるゝを以て勢ひ彼等は右の誓約書を提出して禁酒を實行することゝなり之を破る者は百中一二に過ぎず爲めに同市の風俗は大に改良せらるゝに至れりと云

## ○京都の凍傷患者

京都監獄にては凍傷に罹る者多きを以て囚人に足袋を貸與せんとを申請せられたる趣なるか凍傷患者多きは何故なりやと云ふに監獄警は語りて當地は周圍山脈連續して氣候甚だしく大陸的傾向を有

し空氣の乾燥甚しく加ふるに晝夜温度の差劇しく且つ土地低く俗に京都底冷と稱し平均氣温に對し比較的皮肌を刺戟すること甚しき土地なるは他地方人の想像外なる所なり而して當監は織工其他種々同様の役業多く其働作を缺き殊に工場は土間なるを以つて冷氣に血温を奪はれ易く爲めに凍傷に侵さるゝ者實に多し而して外役若くは座業者には比較的少きも若し罹凍者あるときは甚た重症なるを認む尤も凍傷は個人の皮膚抵抗力強弱に因するものにして全因然るにあらず其弱きものは毎年罹り強きものは幾年在監するも罹らざるものにして監外普通人に於ても亦然り只温保して其度を輕からしむるにあるのみ蓋し寒國に比較的少きは其寒氣の防備を以て温保の設備となり寒氣の刺戟甚しからざる故ならんと云へり全國監獄中其類のものも少からざるべく記して參考に供す

## ○假出獄證票の改正

假出獄を許されたる者に交付する假出獄證票は別

項の通り改正せられたるか右は從來假出獄を許したる者には出獄の際假出獄の宣告狀及假出獄證票を交付するとなりしが假出獄制度の範圍の擴張するに從ひ宣告狀及假出獄證票の内容を改正するの必要あり就中身長容貌等人相を證票に記入するの要なく又出獄後の居住地へ歸着すべき日數等は豫め監獄の見込を以て豫定し尙警察署は警察署の意見を以て歸着する日を指示することなりしも監獄の豫定は何等の便宜なく且つ警察署の指定と異なることありて多數假出獄者の中には往々惑を生ずる者あるより之を削除し、特別監視中遵守すべき條項は刑法付則に明示せるのみならず警察署より交付する監視票に記載しあれば旁々假出獄證票に之を記載するを要すまじく又假出獄を允許すること自體既に宣告なれば特に宣告狀を交付せずとも可なり證票即ち宣告狀たり證票たりとするに如かずとの趣意より改正せられたるものなりと云ふ從來の假出獄證票には遵守すべき事項を言渡かせたる事の記載ありたるに之れを削除したるは言渡すを要せずとの旨趣にあらざること勿論にして之れが

記載なきも申聽言渡して過誤なからしむべきは當然かり尙其他にも證券に記載するを要せざる事項なきにあらざると雖も刑法付則に其記載を命したることは省略するを得ず記載あるも差問へなく却つて無きに勝るへしとの理由にて存し置くことゝなりたりと

### ○農作物の原價算出に就て

農作物の成工したるとき原價を算出するには監獄の需用たるも他に賣却する場合たるを問はず耕作地の借地料を加算すべきものにあらざるや新潟監獄より伺出たるに對し本省よりは御見解の通加算せざるものなりと回答せられたる由

### 各地通信

#### ○旅順たより

鈴 元 生

拜啓益御健勝奉賀候然て小生事は迄警察事務に従事仕居候處何とて手腕も無之候へは手初の事にて左顧右盼執務上實以て痴漢の舉動と同一視ざる可き邊も夥多なりき殊に關東洲中前任地の金州とか貔子窩支署とかは行政警察事務は皆無にして全然兵士同様銃を肩にして馬賊の出沒を討伐するに勉むるのみ御承知にも可有之紙上に一彩を添へし事は七月二十二日我貔子窩支署を海陸より三百有餘の馬賊と海賊一舉して襲來し正午より開戦午後九時鎮撫せしが同僚に兩名の死者を出し剩へ巡捕に九名の負傷を生し民屋を焼き金錢を強奪し其損害十萬圓以上に達せし始末にて爾後續出丁度昨冬より小生の戦争せしこと五回幸に負傷だもなく執務致居候儀仕合と存居候前述の有様なれば軍人出身

にあらざれば此任務を完ふするに難かるべくかど苦慮致居候折幸ひ監獄も設置されたるに依り轉職希望の者もあれは申出つへしと金州民政署より命あり出願候處轉任の命に接し着任候處看守部長拜命勤務致居候然るに去明治三十年廣島監獄にて御世話に相成候研野氏は獄務係長中村氏は首席監吏又其當時三次支署にありし栗原氏は典獄として在任せらるゝありいづれも舊交の間柄とて萬事の便宜を得申候就ては今後致々として勉強し何如なる難局に遭遇するも不動専心遂行致度存居候當地は創業數月未だ準據法規にも乏しく拘禁囚徒も極めて少く從て報道すべき事項も無之候へども昨今漸々發達の緒に就き候につき早晚御報道すべき材料も生し得べく候間追々御報可申筈に候へ共今回はホンの要旨まで如斯申上候勿々

### ○在監死亡者追吊法會施行

#### 概況

宇都宮監獄所報

當監獄附屬墓地に假埋葬したる在監死亡者五十六名(自明治三十四年七月至同三十六年九月)の遺骸は規定の期間を経過す

るも之れが下附を請ふものなきを以て合葬を爲し墓碑を建設し十月十四日を卜し追吊法會を施行せり

當監獄に於て追吊法會を施行したるは宇田典獄就任以來今回を以て三回とす其第一回は明治三十四年八月第二回は三十七年七月なりし而して今回施行の概況は左の如し

當監獄には未だ教誨堂なるもの、設備なし故に第二回迄は囚人男監を以て式場に充て中央見張所に祭壇を設けたりしが場所の狹隘構造の關係は祭壇の設備を完からしむる能はず式場としては幾多の不便利を感じたれば今回は工場裏運動場を以て式場に充て祭壇の設備質素簡略の裝飾なりと雖ども神聖を保全し莊嚴を感せしむるに足れり來賓には縣知事、裁判長所、檢事正の各代理及判檢事、縣事務官等と死者の遺族二名の參會あり尙ほ市内僧侶の篤志として參列せしもの三十六名にして式は午前九時に始まり男女を別ち午前午後とし(一)囚人入場(二)應員入場(三)線者入場(四)來賓入場(五)僧侶入場、典獄告示、僧侶佛前着坐、開扉、

表白、讀經、吊詞、應員緣者囚人總代燒香、教誨、閉扉、僧侶退場、來賓退場、緣者退場、應員退場、囚人退場の順序を以て式を行ひ全く終りたるは午後二時なりし嗚呼幾度か鳥歌花笑の春山々青く茂れるの夏明月皓々として松間に懸るの秋は往き歸り去り来るも一枝一香を供するの緣者なく長へに幽冥界裡に眠るの亡靈も聖徳無窮の慈仁に浴し莊嚴鄭重なる佛陀の慈光に濕ふを見聞するに及び感泣せる囚人多々あるを見受たり殊に遺族の愁然と象し此間眞に嵩高の心念を發起せるを認めたり次に女囚に在りては殊に深く感動せる實況なりしに時恰も一名の特赦の恩典に浴するに際會し一層感泣するもの多く爲めに參列の來賓も轉た同情の涙禁ざる能はざりしを見る

式終了後典獄は看守長監獄警教誨師と共に墓地に赴き碑前に香花を供し讀經あり別に看守は囚人五名を引連れ此に參會燒香をなさしめたり

以上は追吊法會施行の概況にして之れが爲め感化上大の効果を收め得たりと信す

判事 吉田新太郎  
醫學士 千葉眞一  
司法屬 穴戸深藏  
合纂

新醫藥法規大全  
發賣 神田區一ツ橋通町 有斐閣

本書は醫學に關する公私諸學校の規程及教授課目を示し醫師藥劑の資格より職務の範圍を炳かにし醫師の法律上の保護義務及制限の數章には刑事及民事の訴訟に於ける地位權利並義務又は業務の制限を通鑑し得べく第四編以下には傳染病、飲食物、汚物、墓地、行旅病人、精神病者、學生軍人囚人の衛生其他警察と衛生、營業と衛生の關係法規を列擧したれば現に醫藥の業務に従ふ者には勿論將來醫師藥劑師又は藥種の製造販賣に志す者の爲めに必須缺くべからざる要書なり(香川生)

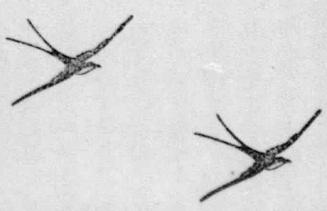
叙任及辭令

文官分限令第十一條第一項第四號ニ依リ休職ヲ命ス  
給七級俸  
依願免本官  
(堀川) 看守長 櫻井 哲

文官分限令第十一條第一項 (山口) 看守長 阿部 三登  
第四號ニ依リ休職ヲ命ス  
(福井) 看守長 黒原 平吉  
富山縣監獄詰ヲ命ス (富山) 看守長 柳原 八十吉  
金澤監獄詰ヲ命ス (金澤) 看守長 佐藤 謙次郎  
福井監獄詰ヲ命ス (水戸) 看守長 杉浦 長壽  
依願免本官 看守長 月野 木萬介  
給五級俸  
(岡山) 看守長 綾野 忠藏  
給八級俸

文官分限令第十一條第一項第四號ニ依リ休職ヲ命ス  
(甲府) 看守長 田村 謙  
任會計検査院屬給八級俸 (松江) 看守長 奈倉 健一郎  
給六級俸 (佐賀) 看守長 田中 鐵之助  
給三級俸 (福井) 看守長 藤井 秀昭

文官分限令第十一條第一項第四號ニ依リ休職ヲ命ス  
(廣島) 看守長 高浦 源次郎  
任看守長給十七圓佐賀監獄詰ヲ命ス (佐賀) 看守長 馬場 治作  
任看守長給十級俸 (富山) 看守長 藤田 久



明治三十九年十二月十七日印刷  
明治三十九年十二月二十日發行

發行兼  
編輯人

磯村 政富

印刷人

磯村 免貞

發行所

東京市麴町區飯田町五丁目參拾番地  
監獄協會

印刷所

東京市神田區鎌倉町七番地  
東京書院活版部

## 追加

### 監獄協會記事

例に依り十一月十八日本會茶話會を開きたるに午後二時より逸見祐之助君の「犯人の骨相に就て」西村義男君の「凍傷の豫防及治療に就て」柏木直九郎君の「凍傷及看守の疲勞に就て」櫻田三六君の「監獄衛生殊に便所の設備に就て」兒島三郎君の「監獄協會の茶話會期日變更の希望」小河滋次郎君の「北海道及東奥監獄巡視所感」相川勝治君の「在監者の感想」に就ての講演あり終つて有志の催しにて清楚なる晚餐ありて散會したるは午後八時なりき當日講演の要領を摘記すれば左の如し尙ほ小河相川兩君の講演をも登載する筈なりしも紙上の都合に由り他日に譲ることせり

●逸見祐之助君　ロンブローゾー氏の刑事人類學も殆んど廢れ近來フレンロソー即ち骨相學若くは性相學の研究の仕方は顔面半ば以上頭蓋骨に至る

までの部分を六個に分割し尙之を四十二三に分けてある、その形に依つて或智識の發達或智識の不發達或は何の性格と判定する、刑事人類學の方は額、目、鼻、口、髭、顎、顔骨、耳、頭蓋骨、或は皮膚の色等に變態あると云ふのである、斯様の學說もあるから在監人の特徴を調べて見たいと思つて着手した、處が第一に眼につくのは狹額者である之に二種ある、生際か鍋鉸形になつたのと、眉毛と生際の狭いものである、之も多數の人殊に犯數年齢身長教育境遇遺傳等をも調査するを要するが先づ右の學說と何如なる關係あるか試みに不完全ではあるが名籍原簿に就て調べた、私の調べた犯人の表徵は窃盜犯百人に就ての調べであるが髪は濃く、髭は濃く、額は小、顎は並、目が小、鼻は中或は小、耳は並、口は並又は小、面色は白又は黒、顎には皺の深く割れた者が往々ある、強盜犯の骨相は髪が濃く、髭が濃く、額は小、顎が尖つて居るか又は長い、目は細いか或は小、鼻は高く、耳は並、面色は蒼白又は黒い、容貌は角にして稍赤みを帯びて居る、而して狹額者は窃盜は百人中二十人、強盜は百人中二

十二人である其外諸規則違反者を調べたが其は百人中十二人無罪出監者は十五人あつたのである

●西村義男君 昨年十二月の治療新報に凍傷の治療法が掲載してあつたので試験した處が効能がある其は「コロヂウム」「アルコール」「リチネ」油、沃度丁幾、此の合劑を塗つてやると凍傷一度の者は二度罹らず二度の者は三度罹らず三度にして既に潰瘍が出来て居るのも其以上進まぬ、概ね一日一回位塗つて三回位塗ると高度でない以上は癒へる「コロヂウム」は高價であるが一二度で癒る、三度の者に消毒薬で洗滌して脱脂綿を置くとか「ガーゼ」を置くかしなければならぬ其消毒材料を使ふに比較すれば價は廉いから凍傷の診断がつけば直に使つて居る

●柏木直九郎君 私も凍傷に就いては色々研究して調べて見ましたが一向好い方法も見出しませぬし、又た理想に近いやうなことがあると金が掛るので殆んど困つて居つたが、既に三年前から凍傷患者に付ては一定してやつて居りますが温食鹽湯です、之れをやつて摩擦するのであります、正

午一時間宛食後の休憩があるので其の休憩中の教誨の終つた後を利用して凍傷患者を一つ所に集めて摺鉢を列べて湯一升到盃に二三杯位の食鹽を入れます、さうして一つの摺鉢に二三人位患部を入れさせ少し重いのは初め摩擦して置いて温度を保つたところでやる、それは大層結果は好いそれ以上の方法は見出しませぬ、良い療法はあるが費用を要するので出来兼ねる随分私の方は患者が多過ぎいます、それは尤も寒い所で防寒具はどうかと思ひますが、是れにも障りは無いやうです、寒い所より暖い所に比較的凍傷患者が多いやうであります、暑い所は寒に對する皮膚の抵抗力が弱いことが大なる原因となりはせぬか其の爲に患者數が多いのであらうと考へる、凍傷患者の治療法としては「ヨシウム」とか「カンフル」とか或は豚脂を塗るとか種々あるがそれでは普く行渡るとも出来ず、手数を要し遂に食鹽湯の摩擦をして居ります、それと監獄の工場の建物は私の所は板間と叩き漆喰と普通の土間とある、土間は黒土赤土其下は砂でありませぬ、それから工場の壁が無かつたのが一

昨年出来てから凍傷患者が非常に減つて居る、それは此壁の出来た爲と考へる、それから減つても比較的多いのは叩き漆喰其次が土間で板間の所は殆ど無いと云つてよい位であります、それから又此叩き漆喰の所に多いのはどう云ふ原因かと苦心しまして相當の道具でもあれば試験も出来るが叩き漆喰と土間と板間との位の體温脱却の差があるかを試験することが出来ぬで苦心して居つたのであります、それから彼是して大體考へたには叩き漆喰は土間より餘ほど高さが違ふ爲に身體が冷へる隨て凍傷患者も多く出来ると云ふ理屈があるだらう、それから叩き漆喰には鹽を混せるので梅雨の季節になると霧が降つたやうになる、隨つて體温の脱却も劇しいだらうと云ふ想像で、どれ丈體温が脱却するか素より精密の検査は出来なかつたが、今度國家醫學會へ來た幸ひ緒方博士に尋ねました、何分即座に返事も出来ないうがそれであらうと云ふことであります、それからモー一つは看守諸君が立番をするに非常に勞力の差が出来るので看守が訴へるには板間に三時間土間に二時間

叩き漆喰に一時間立つて居るとすると時間に於ては大變差があるが身體の疲勞は同じであること云ふ、體力の消失が時間と反比例をするので、是は靴を穿いて立つて居るので板間と云ふても板は随分厚い、それから其訴を聞いて一考した、之は軟かい所に立つて居ると身體がだれぬ硬い所であることだれる、と云ふのは硬い所は身體の重點を保つに餘ほど困難を感じるであらう軟い所は中心を保つに容易いであらうと云ふ理屈を付けて居つた、當地へ來てからも數回往復し何か軟かい物を布いたらよからうと云ふので布くことにしたと云ふ手紙が参りました、それから囚人は叩き漆喰の上に藁を布いて居るので是は昨年からやつて居りますが、矢張凍傷患者は減らぬ、是には苦んで居るが患者が生じてからよりそれを豫防することに工風しますがどうも巧い工合にいかない、尤も役業にも依るので座業に比較的多い、是は自然の理である、兎に角座業にも起らぬやうにしなければならぬと工風して居るが未だに出来ない、之は板間にすればそれを防げると考へて居る其凍傷患者に付て板

間と土間を叩き漆喰と之を二三年表を作つて居り  
ますが、今其材料を持つて來て居りませぬから今  
日は唯豫報としてお聴取りを願います

●櫻田三六君

此程東京監獄を觀た、其時藤澤

典獄は、硝子戸が曇つて居り又便所が亂れて居る  
監獄は必ず清潔と云ふことは見出し得ないと云は  
れた、之は金言である、私の意見と符節を合した  
ので興味且つ理論を付することが出來た、東京監  
獄の看守の便所は陶器で拵てある、元來小便は大  
便より割合に臭氣が多い、辻便所で石で築て流す  
には面積が多い、従つて發散する臭氣が多い、陶  
器便所すれば上を閉鎖してあるから些かの面積で  
ある従つて輝發する臭氣が少い、それから大便の  
方も觀たが、臭氣抜が屋根に出て居る、私も東京  
監獄の如く床下に漏斗を付けて居る、世間多くの  
便所は風を避けることに注意してない、風を避け  
ねば臭氣を免れぬ例は瓶に蓋をして周囲はスツカ  
リ煉瓦等で固めて仕舞へば空氣が這入らぬ、故に  
臭氣が發散しない、又窓を吟味する人もある、側  
面に窓を造るとすれば窓を戸より上にせねばなら

ぬ、戸より下であると空氣が這入る譯に於る東京  
監獄の便所は其通りである、便所を造るには位置  
と構造と換氣法とを考へねばならぬ、方角は北が  
最も可い、何故と云へば光線に當ることが終日平  
等で壁が焼けぬ五寸の壁にするに北側は二十度  
で南側は二十二度東は二十八度西は三十度である  
から北は溫度が終日平等、そこで西に便所を造る  
のが最も不得策で殊に夕日に照されると夜に入つ  
ても二便が沸騰して臭氣が多い譯である、故に北  
が最も適當である、それから監獄醫の着眼點を述  
へて置きたいと思ふのは、監獄醫の職務規定は二  
十七箇條からあるからチヨントお話する譯にいか  
ないが、其一節として述べれば

(甲) 一健康診断 二工場廻診等

(乙) 一工場廻診 二健康診断等

或は甲の監獄では健康診断を主とし工場廻診を二  
とし乙は工場廻診を主とし健康診断を二とするや  
うなどが出来る、随分監獄醫の人數の多い所では  
双互同しであるが人數の少ない手の回り兼ねる所に  
於て此事が現はれる、若も甲を主として手が廻ら

ぬければ乙の方に疎くなると云ふ甲乙の差が自か  
ら生ずる、どちらを主とすれば手の少ない監獄で  
運びがよいかと云へば、十分精査を遂げて一から  
十まで能く本人の身體の検査が届いて居れば書類  
の上にも現はれて居ることならば何時でも其書  
類を以て其健康條件を見ることが出来る、殊に深  
部に何かあると云ふ精査は健康診断である、併し  
工場廻診は診断が十分に行き兼ねると云ふても決し  
て誤りでない、若し乙の方に付て工場に重きを置  
いて居るといふ手後れになる工場の不確實の診  
斷の方を主として書類に現はれて居る方を後にす  
ると其結果は必ず監獄全體の不結果を見ることに  
なると思ふ、それで此健康診断と工場廻診とに付  
て主眼とする所は甲の方にあるとして乙は不利益  
のものと思へる、併し前申す通り監獄醫に富んで  
一から十まで調べて居られるのは取除けである  
が、人數が少なくして事務を擧げるが本分である  
から、それに付てどの方かと云へば監獄醫の覺悟  
は甲の方を主とするがよいと思ふ

●兒島三郎君

本會の茶話會の例日を土曜日に

變更したい、其理由は日曜日午後茶話會がある  
爲めに全日を禁足せねばならぬ半日の會合の爲め  
に或目的を妨げる、以前土曜日の會合であつたの  
を公務を妨げる理由から變更されたのであるが本  
會は私交上の會合でなく半以上公務の性質を帯ひ  
て居る、故に監獄に在つて務むる所を此會堂で務  
めるのである遠近に關せず時間を利用する上に得  
策である、次に吾人の利便であるが日曜日を成  
るべく有益に使用したい半日に使ひたくない劇務  
に従事する吾人には平素に於て時間に餘裕がな  
い、日曜日一日は或は家庭の爲めに或は朋友訪問  
の爲めに或は精神修養の爲めに或は浩然の氣を養  
ふ爲めに郊外散歩をするも宜いと思ふ若又宗教生  
活を營む志の人には日曜日の禁足は大打擊であ  
る、寺院教會に行き演説を聴く爲めに日曜日を使  
いたい、併しそれは個人の都合であると思はれる  
かも知れぬが今日の監獄事業は精神上の修養と云  
ふことを外にしては殆んど見込はない、此の二の  
理由から土曜日に變更することを望むのである

●當日の來會者次の如し

松井總吾 比野啓次郎 杉本 真雄 大石 德夫  
 松本喜十郎 目黒興四郎 川畑 宥海 黒石 經治  
 瀧澤 圓次 柏木 直九郎 武子子之太郎 武藤 周藏  
 柳田 正保 三星 庚吉 小山 謙吉 肥後 盛至  
 伊藤 祐之 津之地佐一郎 吉野 榮 加沼 定吉  
 中谷 一夫 星野 政太郎 中島 權次郎 山田 虎二郎  
 美濃部 龍吉 武政 隆三郎 福田 宇海 柳沼 休藏  
 齋藤 敬二 大多和 大八郎 山下 留吉 押本 昇  
 西片 耕一郎 向島 鐵之助 中村 要 近藤 直定  
 河原 友次郎 藤居 虎 小山 菊之助 大島 謙  
 小谷田 廣次郎 井澤 繁夏 柏木 幸平 宮下 薰一郎  
 本藤 仁作 上野 眞藏 成富 末松 八木 誠次郎  
 山崎 小五郎 兒島 三郎 佐竹 大雄 薄井 昇三郎  
 青木 七太郎 河合 久 内海 與三郎 三宅 猪馬介  
 高谷 嘉太郎 山田 忠正 黒田 源太郎 松本 岩次郎  
 久能 源之助 澤田 利喜三 高島 了以 安松 虎雄  
 佐々木 愷之 櫻田 三六 大串 榮太郎 多田 正廣  
 河本 基一 大山 留吉 坂井 冽 小林 謙三郎  
 石崎 喜一郎 石川 八十吉 沼野 虎藏 大野 武二郎  
 藤幸田 彦次郎 神子 泰一 山内 末吉 土肥 義久  
 西村 義男 小山 彦太郎 田村 初太郎 柳田 善太郎  
 引野 長司郎 逸見 祐之助 相川 勝治 西村 嗣治郎  
 佐藤 省吾 鎌田 眞平 島田 榮造 留岡 幸助  
 原 胤昭 印南 於菟吉 香川 又二郎 渡邊 武直

永田直之壘 千頭 正澄 豐野 胤珍 藤澤 正啓  
 眞木 喬 小河 滋次郎 石澤 謙吾

石澤翁喜壽祝儀寄贈金額氏名

金五圓 小河 滋次郎  
 金壹圓五拾錢 高木 光久  
 金貳圓參拾錢 印南 於菟吉

金貳圓

眞木 喬 山上 義雄 千頭 正澄  
 長屋 又輔 山縣 齋高 佐野 尙  
 磯村 政富

金壹圓

豐野 胤珍 鈴木 信彌 杉野 喜祐  
 堀内 久保 森 元祐 畑 一岳  
 五十風 小彌太 永田 直之壘 佐藤 光二  
 清水 精四郎 角尾 小彌太 木名 瀨禮助  
 神尾 虎之助 坪井 直彦 四王 天數馬  
 野崎 宏 三浦 貢 芥川 忠藏  
 神野 忠武 石井 光美 松島 四郎  
 山崎 正 若山 茂雄 佐藤 元次郎

金五拾錢

千石 學 上田 定次郎 鈴木 和介  
 松山 爲治 三井 久陽 渡邊 武直  
 三池 慎 荒木 賢愛 河俣 政幹  
 和田 千松郎 川口 雄朝 江澤 精造  
 綾部 敦磨 柿木 原政澄 櫻井 高尙  
 萩谷 忠 本多 澄雲 小笠原 虎雄  
 小野 線針 山科 凌雲 佃 離見  
 後藤 誠締 有馬 四郎助 宇田 徳正  
 中摩 速衛

金五拾錢

富樫 信淳 伊集院 藤七 秋山 平八郎  
 羽村 就久 島村 民之助 岸田 氏美  
 花房 教 古垣 宗次郎 高松 知周  
 高畑 甚次郎 武田 和忠太 蘆立 安之  
 小澤 千代藏 長谷川 嚴 徳永 光廣  
 關 省策 中村 國吉 香川 又二郎  
 安松 虎雄 佐藤 省吾 伊藤 俊光  
 青木 政生 比能 啓次郎 那須 舜湛  
 鬼丸 丑藏 村上 宗五郎 鈴木 重靜  
 狩野 萩之進 春日 市五郎 藤澤 繼次郎

上野 山熊四郎 鈴木 道貫 新納 時敬  
 田中 登一 山岸 治雄 森熊 四郎  
 竹内 英夫 大橋 勘吾 石川 友明  
 永田 包雄 中村 脩男 中橋 政吉  
 新村 清令 清原 孝太郎 木村 致恭  
 未尾 與三郎 和田 眞信 佐藤 鍊次郎  
 富田 良吉 山田 虎一 三宅 了照  
 本山 留五郎 土倉 昱空 松原 謙敬  
 千輪 性海 浦上 廣作 大谷 友次郎  
 山本 鐵吉 永 塩 徹 時澤 幾造  
 最上 卓爾 森 宗 八 崎村 惟康  
 原田 義敬 關 久之介 引野 信夫  
 汲田 安喜 藤本 慶太郎 高野 三郎  
 進藤 正直 太田 彌三郎 佐藤 於菟  
 引野 辰司郎 小林 益三郎 十河 政之  
 富永 實文 黒田 政太郎 杉谷 周太郎  
 印南 金次郎 安田 作五郎 内山 喜代太  
 鈴木 正羽 後藤 直見 譽田 正三郎  
 毛利 藤二 矢野 慶吉郎 中澤 族  
 津田 茂貴 飯島 清治 池田 政夫

物江 甚八 駒澤 和吉郎 早川 文二  
 玉川 吉太郎 齋藤 得兵衛 島 敬吉  
 福島 幸太郎 渡邊 徹到 中村 章利  
 大野 四郎五郎 佐々木 八千代 越路 代次郎  
 榎谷 種吉 山崎 政義 新井田 傳次郎  
 杉浦 結城 星 新次郎 原 卓一  
 庄司 善吉 伊澤 金雄 小川 穂藏  
 金出 定信 時山 直次郎 松永 美樹  
 石井 直長 逸見 祐之助 鎌田 眞平  
 下田 幹 渡邊 友次郎 吉田 正列  
 堀 順信 谷田 岩之助 佐野 佳夫  
 村上 龜雄 渡邊 播太郎 神 貞庸  
 西村 義男 金谷 明存 河崎 策五郎  
 河村 鑄太郎 山崎 千吉 平野 彌吉  
 山崎 柳藏 大島 房吉 大竹 岩次郎  
 大石 徳夫 佐瀬 庄三郎 前田 兼寛  
 松井 總吾 安立 守一 赤城 一雄  
 小野 口小彌太 坪野 松爲三郎 大曾根 吉太郎  
 降旗 峯太郎 須澤 龜三 青山 忠一  
 宮澤 常彌 藤野 快就 熊木 慈観

武子子三太郎 栗田口 留三 國分 萬次郎  
 山川 定 諏訪 善太郎 伊東 思恭



# 新刊書目

内閣統計局審査官

吳文馳

校閲

司法屬

高野三郎

著

## 監獄統計

紙數百八十四頁  
 實價金七十五錢

郵税金六錢

今や戦後の經營として内外百般の施設一大刷新の秋に膺り最着實穩健にして空理に馳せず空論に陥らざる好参考資料として需用せらるゝものは統計觀察に如くものなからん、而して本書は專監獄統計に就きて學理上より將た實際上より最も簡明適切に説明したるものにして統計上特に大切なる單位觀察の小票式記入手續の如きは極めて丁寧懇切に是を解釋し且つ監獄統計に關する諸規則諸通牒は申すに及ばず實際上の取扱に關する質疑の應答等に至るまで凡て是を網羅し有れば如何なる人と雖一とたび本書を繙かば統計の學理に通曉し且又監獄統計の實務に敏活なるを得べくして一舉理論と應用と兩全たるを得べき良書なれば監獄統計の實務に従事せらるゝ諸君は勿論統計の觀察を活用せんとせらるゝ諸君は陸續御申起あらんとす

發行所

東京市四谷區愛住町二番地

監獄協會出版部

東京書院

(電話四番町二十一番)

小河滋二郎君序  
西元龍拳君著

(訂正三版)

# 實用讀本

洋紙菊判美本  
實價 金貳拾五錢  
郵税金 八錢

◎假名より漢文まで學ぶ順序ある讀本です

◎修身及び實業を心得る實用學の讀本です

◎大日本國民として心得べき一班を學ぶ讀本です

暫く品切の悲谷を以て愛讀の貴需を忍んで戴きましたか愈訂正第三版の  
光榮を荷ひて更に顧客の良友と成ることを得ました……有益且廉價

なることは讀界の第一位……斯的要務に呼び起されて獨特の材料を胞  
腑するの讚譽に背きませなんだのは千萬の面目……誰人も必携の良書マ  
ア熟讀して御覽下さい

東京市四谷區愛住町二番地

發行所

東京書院

(電話 四十二番)

新著 稟告  
法學博士小河滋次郎君著

(參版)

# 獄務攬要

- ◎菊版 約二百頁
- ◎製本色 クロース
- ◎紙質 裝釘堅牢
- ◎定價 金六拾五錢
- ◎遞送費 金拾錢

拾部以上	一部	金六拾錢	東京市外
五拾部以上	同	金五拾五錢	遞送費實費
百部以上	同	金五拾錢	同上
百五十拾部以上	同	金四拾五錢	同上

◎製本完成 十月三十日申込順ヲ以送本ノ事

◎代金拂込 着本ノ上一時拂込ノ事

◎爲換振込 四谷郵便局指定磯村政富宛ノ事

本書ハ前著獄務要書ト其目的ヲ同フシ主トシテ看守諸氏ノ職務上ノ指針タラン

メント欲スルニアリ前著刊行以來今日ニ至ルマテ既ニ七年ヲ經過シ治獄ノ大勢ト共ニ著者ノ思想モ亦タ多少ノ變化ヲ來シタル所アルニ依リ之レニ基テ更ラニ稿ヲ起シ終ニ本書ノ編成ヲ見ルニ及ヘリ之ヲ前著ニ比スレハ文章ノ平易簡明ナル點ニ於テ勝サレルモノアルノミナラス記述ノ内容ニ就テモ一層取捨ノ宜シキヲ得タルモノアルヲ見ルヘシ本書分ツテ之ヲ左ノ十章トナス

- 第一章 舊時代の監獄
- 第二章 現時代の行刑
- 第三章 看守として採用せらるべき者に必要なる條件を論ず
- 第四章 看守として心得べき行刑の要義を論ず
- 第五章 看守職務規程及び看守の獨立行為に就て
- 第六章 看守の間接的遇囚に關する職務に就て
- 第七章 犯罪及び犯罪者に就て
- 第八章 特殊の場合に於ける看守の勤務上の心得に就て
- 第九章 監獄官吏の協同一致の精神を必要とする所以を論ず
- 第十章 免囚の保護及び出獄者に對する態度に就て

東京市四谷區愛住町二番地

發行所

監獄協會出版部

電話(長)番町二十一番

新刊廣告

司法屬 印南於兎吉君 編纂  
司法屬 土屋直文君

增訂 監獄法規

本書ハ第一版ニ次キ明治三十六年六月ヨリ本年九月ニ至ル我監獄ニ關スル法律勅令省令訓令通牒等ノ必要ナルモノヲ網羅シ其改廢ヲ明ニシ特ニ本版ニ於テハ經理、統計ニ關スル法規ヲモ蒐集シ校正嚴密且携帯ニ便ニシテ價モ又低廉ナレハ監獄界無比ノ良書トス故ニ現任及新任司獄官吏ハ勿論苟モ監獄研究ニ志アル諸士ハ必ス一本ヲ座右ニ供セラレンコトヲ企望ス

定價金三十五錢  
郵税金 八錢

東京市四谷區愛住町二番地

發行所

監獄協會出版部

電話(長)番町二十一番

會費送付方

振込 局名	宛名	肩書 番地
神田一ツ橋通郵便局	監獄協會委員 藤澤正啓	東京市麴町區飯田町 五丁目三十番地

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可 (監獄協會雜誌第十九卷第十二號) (明治三十九年十二月二十日發行 每月一回二十日發行)